

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 8月16日
【会社名】	株式会社サイバー・バズ
【英訳名】	CyberBuzz, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 彰典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番 1号渋谷インフォスタワー 7階
【電話番号】	03-5784-4113
【事務連絡者氏名】	取締役 和田 瑞樹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番 1号渋谷インフォスタワー 7階
【電話番号】	03-5784-4113
【事務連絡者氏名】	取締役 和田 瑞樹
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 629,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 449,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 178,200,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	370,000（注）3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 2019年8月16日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、2019年8月16日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数については、2019年9月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2019年9月10日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2019年9月2日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	370,000	629,000,000	370,000,000
計（総発行株式）	370,000	629,000,000	370,000,000

- （注）1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,000円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は740,000,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2019年9月11日(水) 至 2019年9月17日(火)	未定 (注) 4	2019年9月18日(水)

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、2019年9月2日に仮条件を提示する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年9月10日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 2019年9月2日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2019年9月10日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 2019年8月16日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2019年9月10日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、2019年9月19日（木）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 7 申込み在先立ち、2019年9月3日から2019年9月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区宇田川町20番2号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2019年9月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	-	370,000	-

（注）1 引受株式数は、2019年9月2日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日（2019年9月10日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
740,000,000	9,000,000	731,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,000円）を基礎として算出した見込額であります。2019年9月2日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額731,000千円については、システムの新機能の開発費用及び業務効率化の開発費用、開発エンジニアや営業人員等の優秀な人材を確保するための採用費及び人件費、教育費及びオフィス家賃及び増床に伴う設営投資に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

「NINARY」及び「SNSアカウント運用」「インフィード広告配信管理に係るシステム」の新機能の開発費用及び業務効率化の開発費用の一部として、85,950千円（2020年9月期 25,650千円、2021年9月期 60,300千円）

開発エンジニアや営業人員等の優秀な人材を確保するための採用費及び人件費、教育費の一部として、293,664千円（2020年9月期 115,800千円、2021年9月期 177,864千円）

事業拡大に伴う人員増加により、オフィス家賃及び増床に伴う設営投資（敷金、建物附属設備）として、272,581千円（2020年9月期 176,155千円、2021年9月期 48,213千円、2022年9月期 48,213千円）

(注) 2021年9月期・2022年9月期に関しては地代家賃・共益費のみの予定となっており、建物附属設備への投資は2020年9月に完了予定となります。

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出又は投資に充当する方針であります。当該内容等については現時点で具体化している事項はなく、今後具体的な資金需要が発生し、支出時期が決定するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2019年9月10日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング方式	224,500	449,000,000	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号 ユナイテッド株式会社 115,000株
				東京都杉並区 高村 彰典 60,000株
神奈川県川崎市宮前区 近田 哲昌 33,000株				
			東京都品川区 和田 瑞樹 16,500株	
計(総売出株式)	-	224,500	449,000,000	-

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,000円）で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	引受価額 （円）	申込期間	申込株 数単位 （株）	申込証拠 金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契 約の内容
未定 （注）1 （注）2	未定 （注）2	自 2019年9月11日(水) 至 2019年9月17日(火)	100	未定 （注）2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都千代田区丸の 内一丁目9番1号 大和証券株式会社	未定 （注）3

- （注）1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2019年9月10日）に決定いたします。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と2019年9月10日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2019年9月19日（木））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
	ブックビルディング方式	89,100	178,200,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	-	89,100	178,200,000	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2019年9月19日から2019年10月17日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,000円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2019年9月11日(水) 至 2019年9月17日(火)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社 及びその委託販売 先金融商品取引業者 の本支店及び営業所	-	-

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2019年9月10日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2019年9月19日（木））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社（以下、「主幹事会社」という。）として、2019年9月19日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2．グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2019年10月17日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2019年10月17日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である高村彰典、売出人である近田哲昌、和田瑞樹、ユナイテッド株式会社、並びに当社の株主である株式会社デジタルガレージ、株式会社サイバーエージェント、株式会社マイナビ及びSBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（2019年12月17日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社の新株予約権を保有する高村彰典、近田哲昌、和田瑞樹、金森紘、小河原英貴、三木佑太、宮本悠加、辻孝明及びその他役職員24名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（2019年12月17日）までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等（ただし、新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙と裏表紙に当社の社章  を記載いたします。

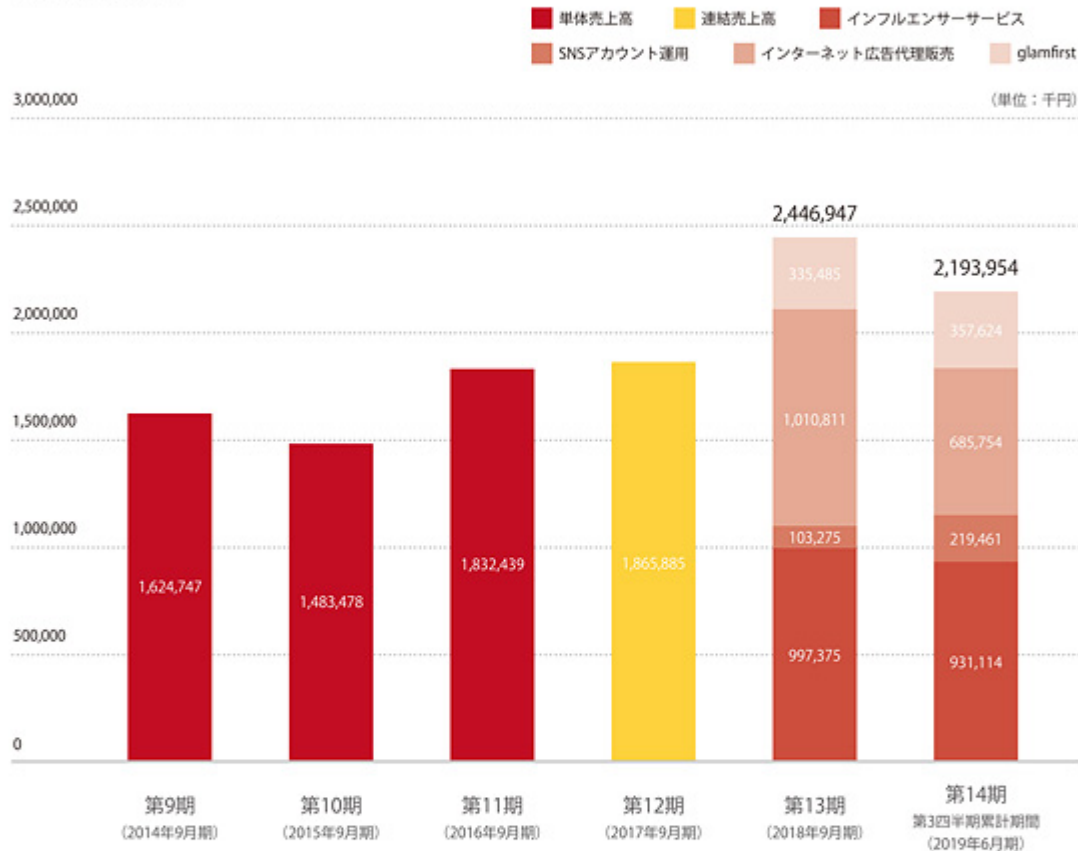
(2) 表紙の次に「1. 事業の概況」～「3. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

当社グループは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をビジョンとし、当社（株式会社サイバー・バズ）及び子会社1社（株式会社glamfirst）により構成されており、インターネット市場における、ブログやTwitter、Facebook、Instagram等のソーシャルメディアを通じた広告・マーケティングを主たる業務としております。

売上高の推移



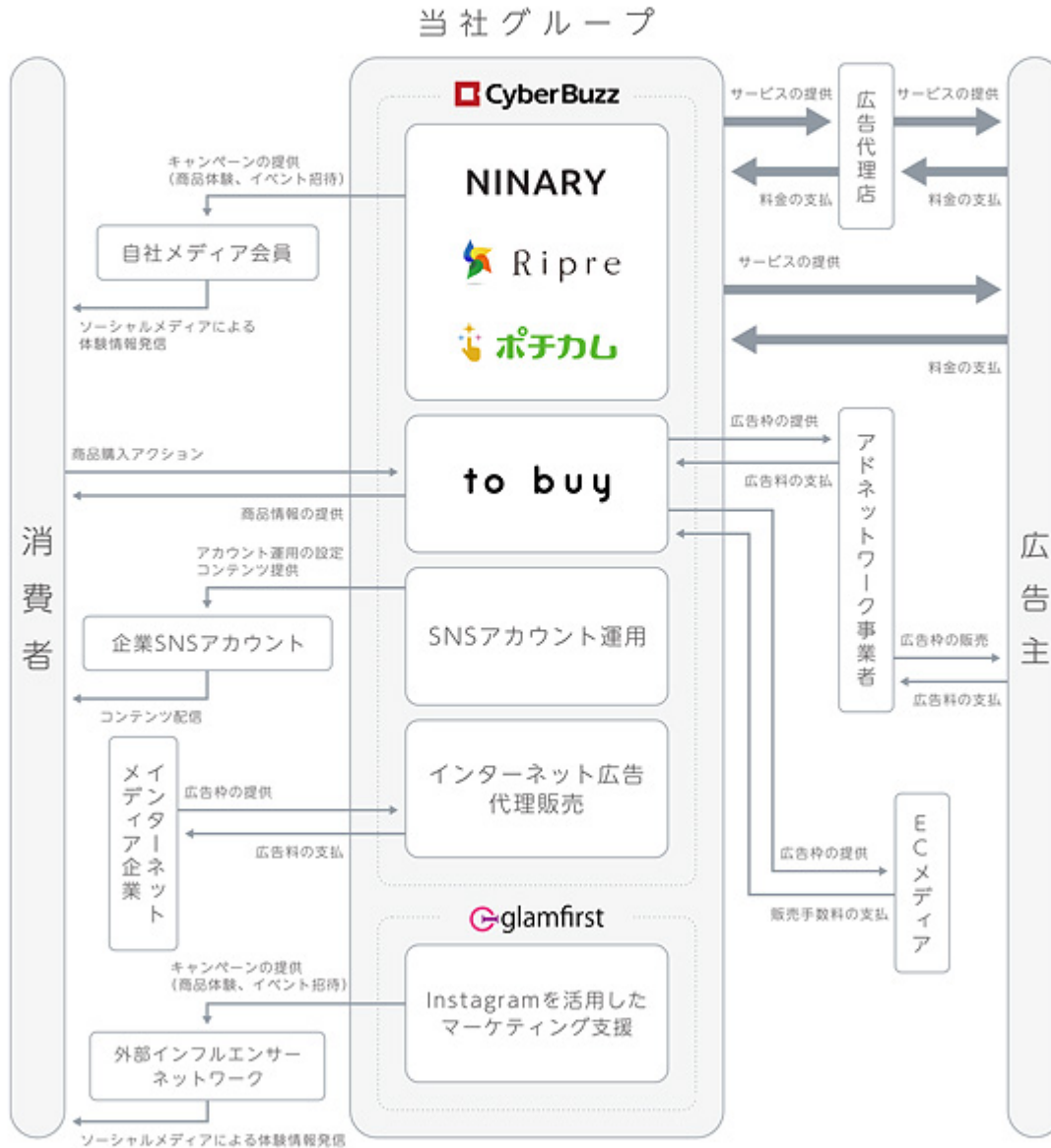
1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、第12期より連結財務諸表を作成しておりますので、第9期から第11期につきましては、単体の売上高の数値を記載しております。

2. 事業の内容

当社グループは、ソーシャルメディア上で影響力を持つインフルエンサー（「influence」（影響、感化、作用の意）を語源とする言葉で、ソーシャルメディアにおいて、他のユーザーへのクチコミ等の影響力が強い者を指します。）を自社員として組織化し、会員に対しクライアント企業の商品・サービス体験やイベント招待などの機会を提供しており、その感想を会員がソーシャルメディア上で発信することで、情報を目にした消費者にクライアント企業の商品・サービス等の価値を伝えるという、マーケティング活動の支援を行っております。ソーシャルメディアを通じたマーケティング手法は、ユーザー目線での魅力的な写真や体験談等により消費者が企業の商品をより身近に感じることができ、クライアント企業の商品のブランディングや認知度の向上が期待できるため、その手法の活用に関するニーズが高まっております。

また、当社グループは、インフルエンサーを活用した広告商品の販売の他に、クライアント企業のソーシャルメディアのアカウントの運用支援やインフルエンサーが愛用している商品をお薦めするメディア「to buy」の運営、ソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の代理販売も行っており、クライアント企業が広告を打ちたい商品の性質や広告宣伝の目的等に応じ、自社サービス・他社広告商品を組み合わせつつ最適な広告商品を提供する体制を整えております。

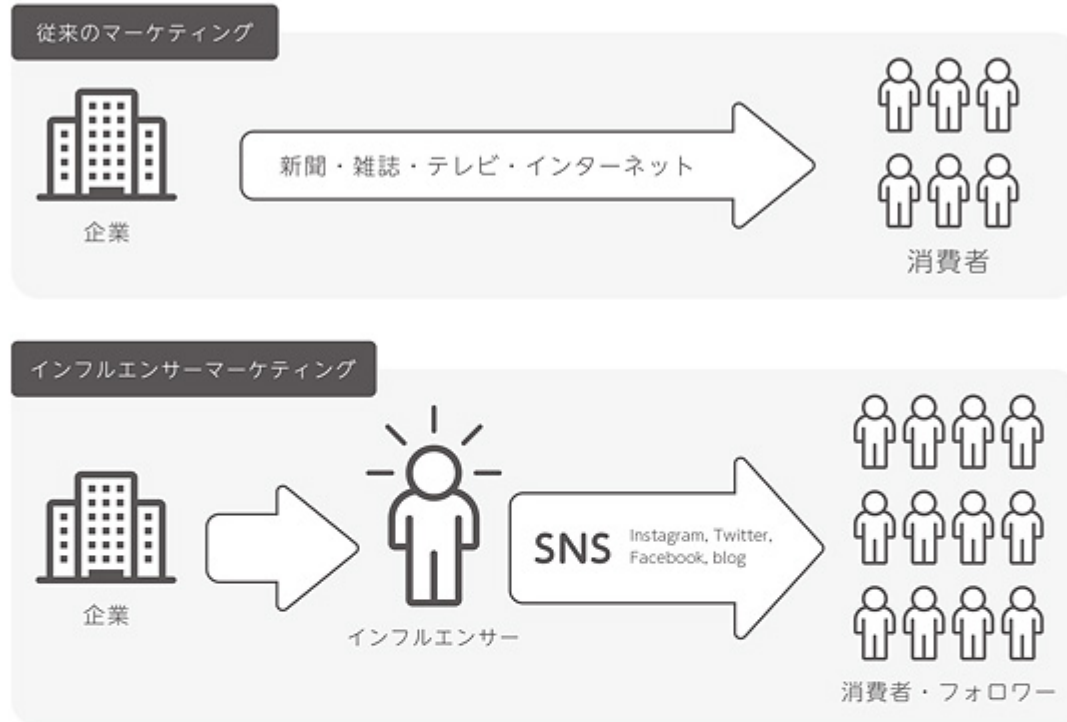
〔事業系統図〕



主要サービス

① インフルエンサーサービス

インフルエンサーマーケティングとは



インフルエンサーマーケティングとは、企業や商品、サービスの情報をインフルエンサー（社会的に影響を持つ人物）を介して拡散し、市場における認知度や興味・関心を向上させることを目的としたマーケティング手法です。

NINARY

主にInstagramにおいて、フォロワー数3万人以上を有する読者モデル等のインフルエンサーによる広告・マーケティングを行うサービスであり、クライアント企業の要望に基づき当社が選定したNINARY会員が、クライアント企業の商品、サービス体験やイベント招待などの機会を受け、その感想をソーシャルメディア上で発信することで、フォロワーを中心とした一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。NINARY会員は、フォロワー数や知名度の点で当社のインフルエンサー会員の中で最も強い影響力を持っており、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬をお支払いしております。

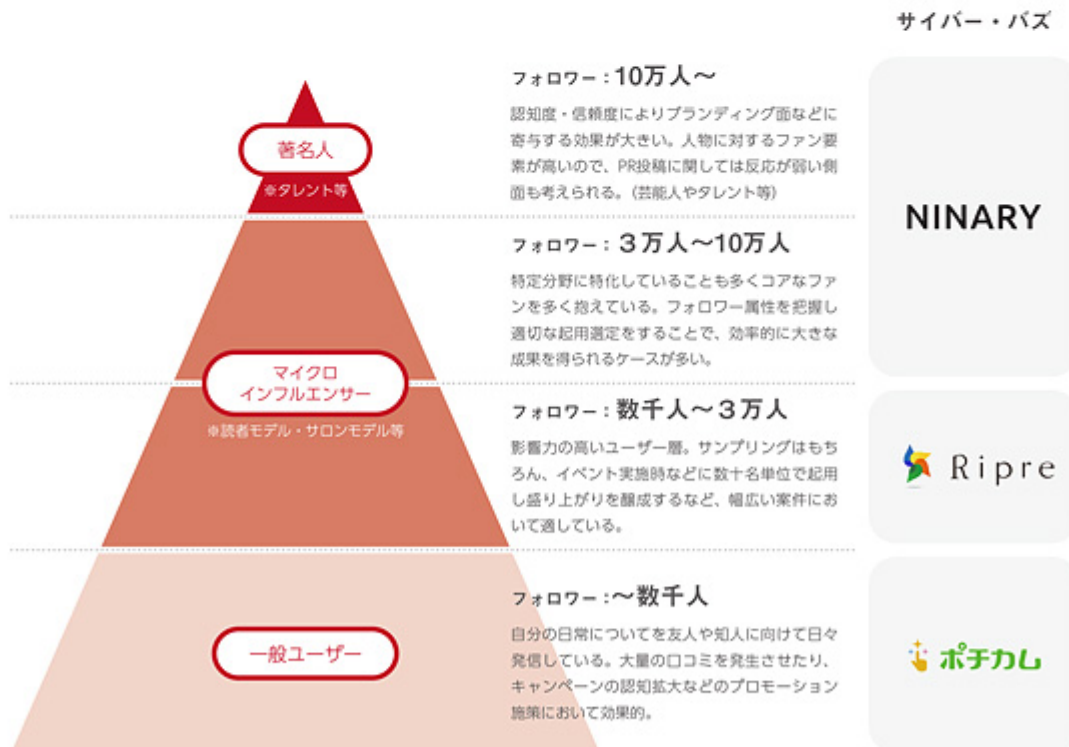


主にブログ、Twitter、Instagram等のソーシャルメディアにおいて、一定数の読者やフォロワーを有するインフルエンサーによる広告・マーケティングを行うサービスであり、クライアント企業がRipre会員に対し、クライアント企業の商品、サービス体験やイベント招待などの機会を提供し、それに応募・参加したRipre会員が感想等をソーシャルメディア上で発信することで、フォロワーを中心とした一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。なお、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬はお支払いしておらず、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。



ブログやTwitter、Facebook、Instagram等のソーシャルメディアを利用して誰もが参加できるモニターサイトを運営しております。クライアント企業は、同サイトを通して自身の商品・サービス体験やイベント招待などの機会を提供し、それに応募・参加したポチカム会員が感想等をソーシャルメディア上で発信することで、多数のクチコミを創出し、一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。なお、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬はお支払いしておらず、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。

当社グループの「インフルエンサーサービス」の主な会員層は、インフルエンサーを以下のように区分した場合、それぞれ以下の通り対応しております。



to buy

インフルエンサーが独自の記事として、自身の愛用品やサービスを紹介するwebメディアを運営しております。主要なECメディアやクライアント企業サイトへ送客し購入が発生した場合、購入額の一部が手数料として当社に支払われます。また、Google Inc.等よりアドセンス収益を得ています。

② SNSアカウント運用

クライアント企業が公式に運用するTwitter、Facebook、Instagram等のソーシャルメディアのアカウントの運用支援を行っております。原則半年間以上の契約にて、サービス内容に応じた月額課金モデルを採用しており、インフルエンサーやカメラマンが撮影した写真等のコンテンツを、クライアント企業のアカウント上で当社が投稿を代行するサービスを展開しております。

③ インターネット広告代理販売

当社は、自社で運営するサービスの販売の他に、クライアント企業からの要請等により、YouTube、Instagram、Facebook、Twitter、LINE等のソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の代理販売を行っております。

glamfirst

子会社である株式会社glamfirstは、Instagramを通じた広告・マーケティングに特化しており、外部キャスティング会社と連携して、他の事務所に所属するインフルエンサーや一部の読者モデル、芸能人といった、当社の会員として所属していないインフルエンサーを起用した広告・マーケティングをクライアント企業へ提供しております。

3. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

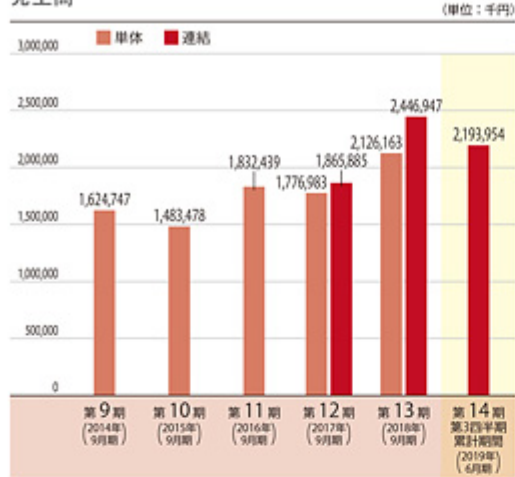
(単位：千円)

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期 第3四半期
決算年月	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年6月
(1) 連結経営指標等						
売上高				1,865,885	2,446,947	2,193,954
経常利益				147,832	234,953	352,452
親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益				82,660	165,115	227,467
包括利益又は四半期包括利益				82,660	165,115	227,467
純資産額				513,507	678,623	906,091
総資産額				815,068	1,160,907	1,395,758
1株当たり純資産額 (円)				168.28	222.39	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額 (円)				27.09	54.11	74.54
潜在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益金額 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				63.00	58.46	64.92
自己資本利益率 (%)				17.51	27.70	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				87,845	197,048	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				△49,624	△21,354	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				—	—	—
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高				348,932	524,626	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				68 (9)	89 (17)	— (—)
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	1,624,747	1,483,478	1,832,439	1,776,983	2,126,163	
経常利益	10,028	92,513	140,352	134,585	129,872	
当期純利益	43,743	69,874	75,695	73,667	93,105	
資本金	20,150	20,150	20,150	20,150	20,150	
発行済株式総数 (株)	61,030	61,030	61,030	61,030	61,030	
純資産額	285,276	355,151	430,847	504,514	597,620	
総資産額	583,604	656,316	751,113	787,209	996,184	
1株当たり純資産額 (円)	4,674.37	5,819.30	7,059.60	165.33	195.84	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
1株当たり当期純利益金額 (円)	716.76	1,144.93	1,240.31	24.14	30.51	
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	48.88	54.11	57.36	64.09	60.00	
自己資本利益率 (%)	16.61	21.82	19.26	15.75	16.90	
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	53 (3)	56 (2)	59 (5)	63 (9)	80 (16)	

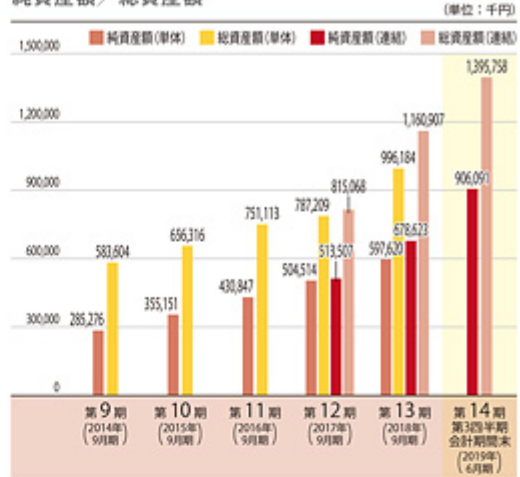
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 第12期及び第13期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づき、第12期及び第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、第14期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
なお、第9期、第10期及び第11期については、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
6. 第14期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第14期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第14期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
7. 当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
8. 当社は、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書（1の部）」の作成上の留意点について（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第9期、第10期及び第11期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	93.49	116.39	141.19	165.33	195.84
1株当たり当期純利益金額 (円)	14.34	22.90	24.81	24.14	30.51
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

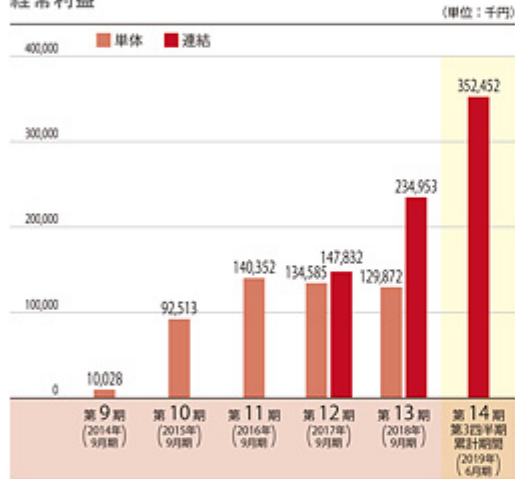
売上高



純資産額／総資産額



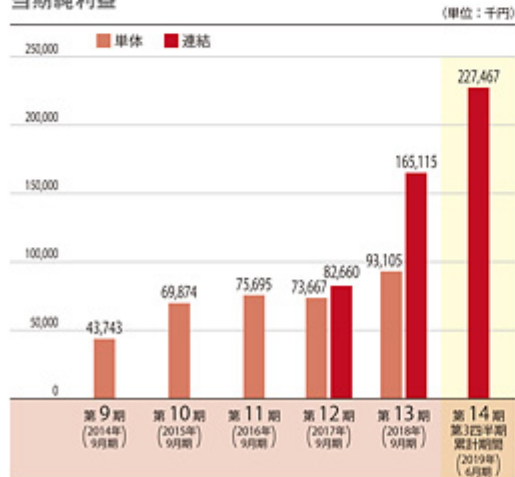
経常利益



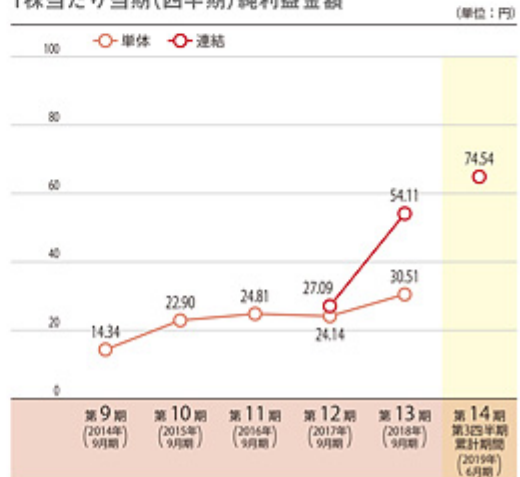
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益



1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますので、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期
決算年月	2017年9月	2018年9月
売上高 (千円)	1,865,885	2,446,947
経常利益 (千円)	147,832	234,953
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	82,660	165,115
包括利益 (千円)	82,660	165,115
純資産額 (千円)	513,507	678,623
総資産額 (千円)	815,068	1,160,907
1株当たり純資産額 (円)	168.28	222.39
1株当たり当期純利益金額 (円)	27.09	54.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	63.00	58.46
自己資本利益率 (%)	17.51	27.70
株価収益率 (倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	87,845	197,048
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	49,624	21,354
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	348,932	524,626
従業員数 (人)	68	89
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(17)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第12期及び第13期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

5. 当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
売上高 (千円)	1,624,747	1,483,478	1,832,439	1,776,983	2,126,163
経常利益 (千円)	10,028	92,513	140,352	134,585	129,872
当期純利益 (千円)	43,743	69,874	75,695	73,667	93,105
資本金 (千円)	20,150	20,150	20,150	20,150	20,150
発行済株式総数 (株)	61,030	61,030	61,030	61,030	61,030
純資産額 (千円)	285,276	355,151	430,847	504,514	597,620
総資産額 (千円)	583,604	656,316	751,113	787,209	996,184
1株当たり純資産額 (円)	4,674.37	5,819.30	7,059.60	165.33	195.84
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	716.76	1,144.93	1,240.31	24.14	30.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	48.88	54.11	57.36	64.09	60.00
自己資本利益率 (%)	16.61	21.82	19.26	15.75	16.90
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	53 (3)	56 (2)	59 (5)	63 (9)	80 (16)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第12期及び第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、第9期、第10期及び第11期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

6. 当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 当社は、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第9期、第10期及び第11期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
1株当たり純資産額 (円)	93.49	116.39	141.19	165.33	195.84
1株当たり当期純利益金額 (円)	14.34	22.90	24.81	24.14	30.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

2【沿革】

当社は、株式会社サイバーエージェントの100%子会社として、ソーシャルメディアマーケティング事業を展開するため、2006年4月に東京都渋谷区において設立されました。なお、2018年12月に株式会社サイバーエージェントが株式会社デジタルガレージ等に当社株式を譲渡したため、株式会社サイバーエージェントは当社株式の19.7%を保有する主要株主となり、株式会社デジタルガレージは当社株式の25.2%を保有するその他の関係会社となりました。

会社設立時から現在に至る主な変遷は、次のとおりであります。

年月	概要
2006年4月	東京都渋谷区道玄坂に株式会社サイバー・バズ設立（資本金15,000千円）
2006年6月	人気ブロガーが企業商品を紹介するサービス「CyberBuzz」を開始
2010年7月	ブログサービス以外のソーシャルメディア会員募集に伴い、「CyberBuzz」から「Ripre」へサービス名変更
2010年11月	Ameba会員のためのモニターサービス「アメモニ」を株式会社サイバーエージェントと開始
2012年11月	ソーシャルメディアキャンペーンサービス「ポチカム」を開始
2013年2月	株式会社サイバーエージェントより「アメモニ」の事業譲受、サービス名を「モニコレ」に変更
2013年8月	ヘルスケアメディア「Doctors Me」を開始
2014年4月	本社を東京都渋谷区桜丘町へ移転 「モニコレ」を「ポチカム」へサービス統合
2015年10月	Instagramのインフルエンサーによるマーケティング施策（現：NINARY）を開始
2016年11月	Instagram広告戦略子会社 株式会社glamfirstを100%子会社として設立
2017年8月	Instagramのインフルエンサーマーケティング施策を「NINARY」としてサービス化
2017年8月	SNSアカウント運用サービスを開始
2017年10月	「Doctors Me」を会社分割により事業譲渡
2017年12月	人気インフルエンサーが商品を紹介するメディア「to buy（トゥーバイ）」を開始
2018年1月	東京大学大学院情報理工学系研究科の山崎俊彦准教授と人工知能の研究において産学連携を開始
2018年4月	株式会社サイバーエージェントがユナイテッド株式会社及び株式会社DGインキュベーションに当社株式を譲渡したため、同社の連結子会社でなくなり、持分法適用会社となる
2018年12月	株式会社サイバーエージェントが株式会社デジタルガレージ等に当社株式を譲渡したため、同社の持分法適用会社でなくなる 株式会社デジタルガレージが、株式会社サイバーエージェント等が保有する当社株式の25.2%を取得したことにより、同社の持分法適用会社となる

3【事業の内容】

当社グループは「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」をビジョンとし、当社（株式会社サイバー・バズ）及び子会社1社（株式会社glamfirst）により構成されており、インターネット市場における、ブログやTwitter、Facebook、Instagram等のソーシャルメディアを通じた広告・マーケティングを主たる業務としております。また、当社のその他の関係会社である株式会社デジタルガレージは、インターネット広告等のウェブマーケティングやビックデータを活用したデータマネジメントビジネス等を行うマーケティングテクノロジー事業、Eコマース等における電子決済ソリューションの提供等を行うフィナンシャルテクノロジー事業、国内外のスタートアップ企業への投資・育成を行うインキュベーションテクノロジー事業、コンテンツ事業及びライフスタイル支援事業等の拡大を通じて、中長期的かつ継続的な事業利益創出に取り組むロングタームインキュベーション事業を展開しており、当社グループは、同社のマーケティングテクノロジー事業に属し、同社による当社の自社サービスの代理販売及び当社グループによるデジタルガレージグループが保有するウェブ広告の代理販売等を推進しております。

当社は、ソーシャルメディア上で影響力を持つインフルエンサー（「influence」（影響、感化、作用の意）を語源とする言葉で、ソーシャルメディアにおいて、他のユーザーへのクチコミ等の影響力が強い者を指します。）を自社会員として組織化し、会員に対しクライアント企業の商品・サービス体験やイベント招待などの機会を提供しており、その感想を会員がソーシャルメディア上で発信することで、情報を目にした消費者にクライアント企業の商品・サービス等の価値を伝えるという、マーケティング活動の支援を行っております。ソーシャルメディアを通じたマーケティング手法は、ユーザー目線での魅力的な写真や体験談等により消費者が企業の商品をより身近に感じることができ、クライアント企業の商品のブランディングや認知度の向上が期待できるため、その手法の活用に関するニーズが高まっております。株式会社デジタルインファクトの「インフルエンサーマーケティング市場調査」によれば、インフルエンサーマーケティング市場は、2018年において219億円と推計され、同市場規模は、2019年に267億円、2020年に327億円と拡大していくことが予測されております。

また、当社グループは、インフルエンサーを活用した広告商品の販売の他に、クライアント企業のソーシャルメディアのアカウントの運用支援やインフルエンサーが愛用している商品をお薦めするメディア「to buy」の運営、ソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の代理販売も行っており、クライアント企業が広告を打ちたい商品の性質や広告宣伝の目的等に応じ、自社サービス・他社広告商品を組み合わせつつ最適な広告商品を提供する体制を整えております。

当社グループの事業は、ソーシャルメディアマーケティング事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、以下ではソーシャルメディアマーケティング事業を構成する主要サービスとして、(1) NINARY、(2) Ripre、(3) ポチカム、(4) to buy、(5) SNSアカウント運用、(6) インターネット広告代理販売の内容を説明します。なお、当社グループのサービス名称として、インフルエンサーサービスとは、(1) NINARY、(2) Ripre、(3) ポチカム、(4) to buyを総称したものを指します。

(1) NINARY

主にInstagramにおいて、フォロワー数3万人以上を有する読者モデル等のインフルエンサーによる広告・マーケティングを行うサービスであり、クライアント企業の要望に基づき当社が選定したNINARY会員が、クライアント企業の商品、サービス体験やイベント招待などの機会を受け、その感想をソーシャルメディア上で発信することで、フォロワーを中心とした一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。NINARY会員は20代から30代の世代を中心に構成されており、マーケティングのターゲット層も同世代となります。NINARY会員は、Ripre会員やポチカム会員と比較して、フォロワー数や知名度の点で当社のインフルエンサー会員の中で最も強い影響力を持っており、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬をお支払いしております。また、会員の獲得については、当社からのスカウトによる募集が9割、会員登録希望者による応募が1割であり、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。

(2) Ripre

主にブログ、Twitter、Instagram等のソーシャルメディアにおいて、一定数の読者やフォロワーを有するインフルエンサーによる広告・マーケティングを行うサービスであり、クライアント企業がRipre会員に対し、クライアント企業の商品、サービス体験やイベント招待などの機会を提供し、それに応募・参加したRipre会員が感想等をソーシャルメディア上で発信することで、フォロワーを中心とした一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。Ripre会員は30代から40代の世代を中心に構成されており、マーケティングのターゲット層も同世代となります。Ripre会員は、ソーシャルメディアのユーザーの中でも読者やフォロワーを多く抱えており、ポチカム会員と比較すると強い影響力を持ちます。なお、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬をお支払いしておらず、会員の獲得については、会員登録希望者による応募のみであり、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。

(3) ポチカム

「日常をワクワクにかえる」をテーマに、ブログやTwitter、Facebook、Instagram等のソーシャルメディアを利用していれば誰もが参加できるモニターサイトを運営しております。クライアント企業は、同サイトを通して自身の商品・サービス体験やイベント招待などの機会を提供し、それに応募・参加したポチカム会員が感想等をソーシャルメディア上で発信することで、多数のクチコミを創出し、一般消費者への情報の拡散や宣伝の支援を行っております。ポチカム会員は、NINARY会員やRipre会員と異なりフォロワー数等の会員審査基準はなく、原則としてソーシャルメディアを利用していれば誰でも会員登録可能です。なお、ソーシャルメディア上での投稿について当社から報酬はお支払いしておらず、会員の獲得については、会員登録希望者による応募のみであり、当社の審査、登録を経て活動を行って頂いております。

(4) to buy

インフルエンサーが独自の記事として、自身の愛用品やサービスを紹介するwebメディアを運営しております。主要なECメディアやクライアント企業サイトへ送客し購入が発生した場合、購入額の一部が手数料として当社に支払われます。また、Google Inc.等よりアドセンス収益を得ています。

(5) SNSアカウント運用

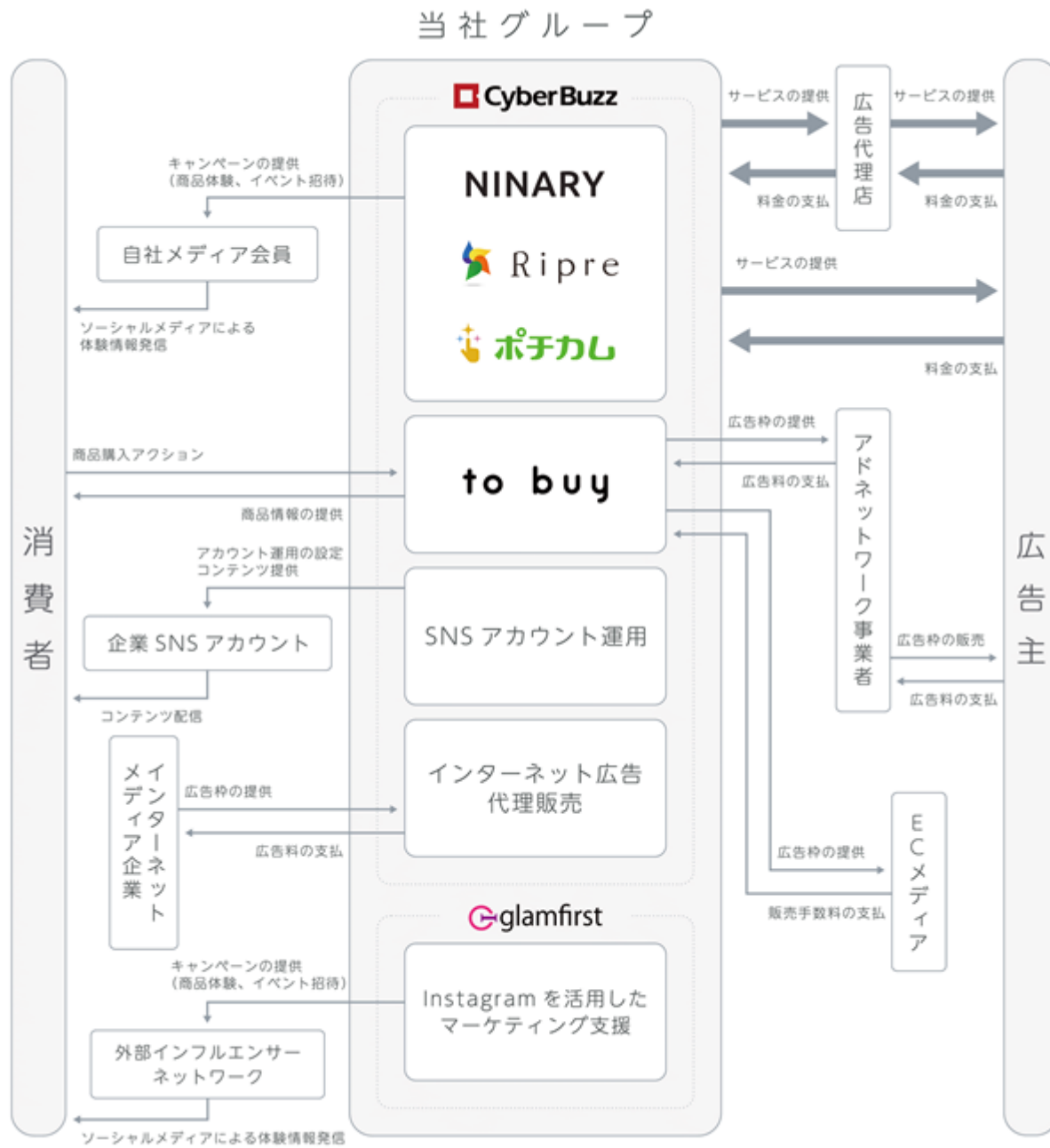
クライアント企業が公式に運用するTwitter、Facebook、Instagram等のソーシャルメディアのアカウントの運用支援を行っております。原則半年間以上の契約にて、サービス内容に応じた月額課金モデルを採用しており、インフルエンサーやカメラマンが撮影した写真等のコンテンツを、クライアント企業のアカウント上で当社が投稿を代行するサービスを展開しております。

(6) インターネット広告代理販売

当社は、自社で運営するサービスの販売の他に、クライアント企業からの要請等により、YouTube、Instagram、Facebook、Twitter、LINE等のソーシャルメディア関連広告を中心とした他社の広告商品の代理販売を行っております。

なお、子会社である株式会社glamfirstは、Instagramを通じた広告・マーケティングに特化しており、外部キャスティング会社と連携して、他の事務所に所属するインフルエンサーや一部の読者モデル、芸能人といった、当社の会員として所属していないインフルエンサーを起用した広告・マーケティングをクライアント企業へ提供しております。Instagramという特定のメディアに特化することにより、社内にその広告運用に関するノウハウが蓄積されていることが営業上の強みとなっております。また、当社の会員として所属していないインフルエンサーを起用することで、フォロワー数においてより影響力の強いインフルエンサーや、広告案件や商材毎に相性の良いインフルエンサーの起用を提案できるため、自社サービス会員の起用による広告商品の販売を補完する関係を築くことができます。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社サイバーエー ジェント (注) 2、4、5	東京都渋谷区	7,203,328	メディア事業 インターネット 広告事業 ゲーム事業 投資育成事業	被所有 49.2	広告枠の販売及び仕入 経営指導料の支払い
(連結子会社) 株式会社glamfirst (注) 3、7	東京都渋谷区	5,000	ソーシャルメ ディアマーケ ティング事業	100.0	事務所の賃貸借 経営管理業務の受託 広告枠の販売及び仕入

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出している会社であります。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 当社は株式会社サイバーエージェントより経営指導を受けており、経営指導料については、経営の管理・業務内容の妥当性を勘案し、協議のうえ契約により決定しております。株式会社サイバーエージェントは、当社普通株式の一部売却により、2018年4月26日付で当社は同社の連結子会社でなくなったため、経営指導料の取引は2018年4月末日にて終了しております。

5. 株式会社サイバーエージェントは、当社普通株式の一部売却により、2018年12月27日付で当社のその他の関係会社に該当しないこととなりました。

6. 2018年12月27日付で、株式会社デジタルガレージは、当社のその他の関係会社となりました。詳細は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社デジタルガレー ジ (注) 2	東京都渋谷区	7,564,000	マーケティング テクノロジー事 業 フィナンシャル テクノロジー事 業 インキューベ ーションテクノ ロジー事業 ロングタームイ ンキューベーショ ン事業	被所有 25.2	役員の兼務1名 広告枠の販売

7. 株式会社glamfirstについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	340,864千円
	(2) 経常利益	99,393千円
	(3) 当期純利益	71,548千円
	(4) 純資産額	91,002千円
	(5) 総資産額	187,370千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ソーシャルメディアマーケティング事業	105（20）

- （注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2．当社グループは、ソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2019年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
95(17)	28.6	2.4	5,728

- （注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．当社は、ソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」というビジョンのもと、ソーシャルメディアマーケティング事業を拡大しつつ、新たなマーケティング手法や消費者へ新たな価値を提供するメディアを開発すべく挑戦してまいります。時代の流れを見極め、成長市場に合わせた事業展開を行い、消費者へ新しい「発見」や「体験」などの価値を生み出し続けていくことが当社グループの使命であると考えております。

(2) 経営上目標とする客観的な指標

当社グループの重視する経営指標は、売上高、営業利益率の2指標であります。インフルエンサーを活用したマーケティング手法によるクライアント企業の広告施策を提案、拡大していくとともに、クライアント企業の幅広いニーズに対応する広告施策全般に対してのソリューションを提供してまいります。また、高収益なマーケティング手法を開発、展開していくことで、営業利益率の向上を図ってまいります。

(3) 経営戦略

当社グループが今後更なる成長と発展を遂げるためには、「(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載の事項へ対応していくことが経営戦略上、重要であると認識しております。そのため当社グループは、自社サービスの強化・向上や、優秀な人材の採用、教育を通じた組織体制の整備を行い、インフルエンサーを活用した広告施策におけるシェア拡大とクライアントのニーズに対応できる新たなマーケティング手法の開発により、事業拡大を図る方針です。

(4) 経営環境

近年、Instagram等のソーシャルメディアのユーザーの利用状況は活発化しており、株式会社ICT総研の「2018年度SNS利用動向に関する調査」によれば、日本国内におけるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用者（アクティブユーザー）は年々増加しており、2018年末には7,523万人に達する見込みであり、ネットユーザー全体に占める利用率は74.9%に達する見通しです。また、同調査によれば、SNS利用者は元々10代～20代の若年層が多かったものの、SNS利用が当たり前になってきたことで40～60代以上の年齢層にも拡大しており、登録者数・利用者数ともに増加傾向が見られ、このまま普及が進めば、2020年末には利用者数は7,937万人、ネットユーザー全体に占める利用率は78.7%に達する見通しであると公表されております。このような環境のもと、インフルエンサーのソーシャルメディア上の影響力も強まる傾向にあるものと考えており、クライアント企業においても、インフルエンサーを活用したマーケティング手法のニーズが高まる状況にあり、株式会社デジタルインファクトの「インフルエンサーマーケティング市場調査」によれば、インフルエンサーマーケティング市場は、2018年において219億円と推計され、同市場規模は、2019年に267億円、2020年に327億円と拡大していくことが予測されております。したがって、当社グループの提供するサービスに対する需要は、堅調に推移するものと考えております。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

自社サービスの強化

当社グループでは、ソーシャルメディアマーケティング事業において、「NINARY」「Ripre」「ポチカム」「SNSアカウント運用」「to buy」といった自社サービスの提供に注力しております。自社サービスとしてのオリジナルの広告商品の展開を行うことで、当社グループでしか提供できない価値をクライアント企業へ提供し、当社グループの競争力を高めることができると考えております。また、自社サービスの販売は、他社サービスの代理販売と比較し、利益率の高い商品であるため、事業上及び財務上の改善に繋がります。ソーシャルメディアマーケティングの特色としては、その技術進歩が非常に早く、新たなマーケティング手法やサービス形態が日々開発されていることが挙げられますが、当社グループでは、クライアントのニーズを満たすインフルエンサーの発掘・拡充・育成、サービスにおける機能充実、利便性の向上を図ることで、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」という当社グループのビジョンの実現に取り組んで参ります。また、自社サービスの強化として、代理店を経由せず、クライアントへ直接販売する販売ルート強化するとともに、現状のクライアントの多くが属する化粧品及び日用品業界に加え、様々な業界に属するクライアントと幅広く取引できるよう拡大を図って参ります。

新サービス等の開発体制の構築

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に早く、またソーシャルメディアマーケティングにおいて、新たなサービスや競合他社が次々と現れます。当社グループでは、競合優位性の確保及び事業の拡充を図るため、新規広告商品やサービスの開発、投資を行っております。当該開発に際しては、システム開発の必要性や優秀な人材の拡充が必要となるため、迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行って参ります。

当社グループ及びサービスブランドの知名度向上

当社グループが今後も成長を続けていくためには、自社サービスの知名度向上により、インフルエンサーの拡充及びクライアント企業からの認知の拡大が必要不可欠と考えています。今後も費用対効果に注意を払いながらもプロモーション活動を強化して参ります。

組織体制の整備

当社グループは、更なる成長を図る為に、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが不可欠だと考えております。採用活動の強化を図ると共に、社内研修制度、ノウハウの共有の仕組みの確立を行って参ります。

情報管理体制の強化

当社グループは、インフルエンサー等の個人情報を多く取得しており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報管理規程を制定し、その取得・提供・管理についての方針を定めております。また、個人情報取扱の専用の端末を設置し、アクセス権限者を限定した上で、アクセスログについても取得し、不正なアクセスがないか随時モニタリングを実施しております。また、個人情報以外のパーソナルデータとして、cookie情報や行動履歴情報等の取扱いについても、日本インタラクティブ広告協会（JIAA）の「行動ターゲティング広告ガイドライン」を遵守した取扱いを実施しております。これらの施策により個人情報の取扱い等の管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステム整備などを継続的に行って参ります。

内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社グループといたしましては、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んで参ります。

広告審査体制の整備

当社グループのソーシャルメディアマーケティング事業における広告手法は、クライアント企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものですが、インフルエンサーによる当該投稿が広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、当社では顧問弁護士への確認等により広告関連法令を網羅した厳格な広告審査基準を定め、全広告案件における投稿の審査を実施しております。広告審査体制としては、社内に専門の部署を設け、審査を実施している他、外部機関による審査も実施し、社内外での二重の審査を実施しております。また、当該外部機関と定期的な広告審査に関する会議を実施し、必要に応じて顧問弁護士等へ相談する体制を整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、広告審査体制の整備、対応を行って参ります。

法規制等の変動に対応する社内体制

当社グループの事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、ソーシャルメディアマーケティング事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これら対応を継続的に行って参ります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業展開において、リスク要因となる可能性がある主な事項を記載しています。また、投資判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から追加しております。

なお、当該記載事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

業界動向について

当社グループは、主にWebメディア及びソーシャルメディアを活用したマーケティング事業を行っております。株式会社電通の「2018年日本の広告費」によれば、2018年のインターネット広告市場は1兆7,589億円と前年比116.5%の成長をしております。今後も同市場は堅調に推移すると予想しておりますが、市場成長が阻害されるような状況が生じた場合、また、インターネット広告市場を含む広告業界においては、景気変動により広告主の広告支出が増減する傾向があるため、国内マクロ経済の動向及び国内主要産業部門における事業環境が変化した場合に、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

インフルエンサーとの関係

当社グループの事業は、クライアント企業のマーケティングに対しサービスを提供しており、その多様なニーズに応えるため、影響力の強いインフルエンサーや、特定分野に特化したインフルエンサーの確保が必要となります。その為、インフルエンサーに対し、クライアント企業の広告案件の継続的なご紹介やSNSへの投稿に関する法令・ガイドラインの遵守等の有用な情報を提供することにより、親密かつ広範なネットワークを構築しております。また、良質なインフルエンサーを確保するため、会員審査の基準を定め、健全な会員組織の運営のための体制を整えております。しかしながら、様々な要因の変化によりインフルエンサーとの信頼関係が低下した場合や、クライアント企業のニーズに合ったインフルエンサーを当社会員として十分に確保できない場合、インフルエンサーがフォロワー数を水増しする等の事態の発生によりインフルエンサーマーケティングの信頼性が低下した場合、インフルエンサーが広告審査基準等を遵守しない又は当社の広告案件以外において炎上する等の当社の管理することができない事態が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

サービスの陳腐化について

インターネット広告市場は、日々新たな技術革新やサービスの提供が行われる市場であり、競合他社より有益な価値をクライアント企業に対し提供する必要があります。当社グループでは、クライアント企業のニーズに対応するために常に新たな技術の導入やサービス機能の強化及び拡充、技術者の確保に努めております。しかしながら、保有するサービス及び技術等が陳腐化し、変化に対する十分な対応が困難となった場合、あるいは変化するクライアント企業のニーズに的確な対応ができなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

法的規制について

当社グループは、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、著作権法等の規制を受けております。また、法令やインターネット広告業界における自主規制、各種ガイドライン等の遵守を徹底した事業運営を行っておりますが、万一これらの違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更がなされ事業が制約を受けることになった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、インフルエンサーの投稿に関しては、全投稿案件の確認を実施し、法令違反等の不適切な投稿を未然に防止するための広告審査体制を構築しておりますが、当該投稿が広告関連法令等に違反する場合や、第三者の著作権、肖像権等を侵害する場合、不適切な投稿による炎上が発生した場合や投稿がステルスマーケティング（ ）と見做された場合には、当社グループのブランドイメージが悪化する等、社会的信用や評判に波及し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

ステルスマーケティングとは、消費者に宣伝と気づかれないように宣伝行為をすること。

主要SNSのユーザー利用動向やプラットフォームの規制変更等について

当社グループの広告商品は、Instagram、Facebook、Twitter等の主要SNSプラットフォーム上でのマーケティング手法を中心としております。利用者が増加傾向にあるSNSプラットフォームは広告媒体としての訴求力が高まることから、各SNSプラットフォームのユーザーの利用動向は重要な指標となるため、当社グループではこれらの動向に関する情報収集を行っておりますが、既存のSNSにおけるユーザーの利用動向の変化や、新たなSNSの流行に対して、当社グループの適切なインフルエンサーの会員組織化等の対応が遅れた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、広告関連の規約・規制等の変更により、従来可能であった広告手法を用いることが出来なくなる可能性があり、当社グループのマーケティング手法や体制の変更等の対応が遅れた場

合や、SNSのセキュリティ面の不備により当該プラットフォームの信頼性に疑義が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに係るリスクについて

コンピューターシステムの瑕疵、実施済みのセキュリティ対策の危殆化、マルウェア・コンピューターウイルス、コンピューターネットワークへの不正侵入、役職員の過誤、自然災害、アクセス増加等の一時的な過負荷等により、重要データの漏洩、コンピュータープログラムの不正改ざん、システムダウン等の損害が発生する可能性があります。その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用下落等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理に係るリスクについて

当社グループは、ソーシャルメディアマーケティング事業を通じて取得した個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って管理しております。しかし、情報セキュリティに係るリスク等により個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の下落等の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

知的財産権に係るリスクについて

知的財産権の社内管理体制を強化し、当社グループの主要サービスについては、商標権を取得し、その知的財産権を保護する管理体制としておりますが、契約条件の解釈の齟齬等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、又は第三者が当社グループの知的財産権を侵害するような場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

訴訟発生リスクについて

当社グループでは、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、会員や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

自然災害等に係るリスクについて

地震や台風等の自然災害、テロ攻撃といった事象が発生した場合、当社グループが影響を受け、軽減できる保証はありません。当社グループの拠点及びコンピューターネットワークのインフラは、サービスによって、一定の地域に集中しているため、同所で自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があります。また、自然災害等の発生によりインフルエンサーの投稿が自粛されるような事態が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 事業の運営体制に関するリスクについて

特定経営者への依存について

当社グループの経営は専門的な知識、技術、経験を持つ、代表取締役を含む役員及び幹部社員が経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。その為これら役職員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材の獲得及び育成

当社グループは、今後の事業拡大に応じて必要な人材の継続的な確保と育成が重要であると考えています。その為にも積極的な採用と早期戦力化のための育成制度の構築に努めていく方針であります。必要な人材の確保及び育成が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があります。この場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

内部管理体制の構築について

当社グループは、グループ企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しておりますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は637,500株であり、発行済株式総数3,051,500株の20.9%に相当します。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社グループは、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら現段階においては成長過程であると認識しており、今後の事業発展及び経営基盤強化を鑑み、内部留保の充実をする優先するため、配当を行っておりません。将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

その他の関係会社等との関係について

当社は、株式会社サイバーエージェントの子会社として事業を開始しておりましたが、2018年4月26日付で当社株式の譲渡が行われたことにより、同社の属性は親会社からその他の関係会社に変更になり、その後2018年12月28日付で当社株式の譲渡が行われたことにより、同社の属性はその他の関係会社から当社発行済株式総数の19.7%を保有する主要株主に変更となっております。

当社グループと株式会社サイバーエージェントとの取引については、他の企業の取引条件との比較等により取引条件の適正性等を確保出来ており、今後も広告売上取引及び広告媒体の仕入取引等の事業上の取引関係を継続していく方針ですが、事業上の関係以外の経営指導料や設備の貸借等の取引及び人的関係は解消しており、当社グループの経営方針、事業展開等の重要事項の意思決定に影響を及ぼさないものと認識しております。

また、当社は、2018年12月27日付で株式会社デジタルガレージから出資を受け入れ、株式会社デジタルガレージは当社発行済株式総数の25.2%を保有するその他の関係会社に該当しております。当社は株式会社デジタルガレージの持分法適用関連会社となり、当社の社外取締役である踊契三氏は、株式会社デジタルガレージから招聘しております。

当社グループと株式会社デジタルガレージとの取引については、他の企業の取引条件との比較等により取引条件の適正性等を確保出来ており、今後も同様の方針です。

当社グループの経営方針、事業展開等の重要事項の意思決定において、現状、株式会社デジタルガレージに対して事前承認を要する事項等はなく、独立性・自律性は保たれていると認識しております。

なお、株式会社デジタルガレージは、事業シナジー効果の実現等を目的に当社へ出資するに至り、当社株式を中長期にわたって保有する意向であると認識しておりますが、将来において、株式会社デジタルガレージにおける当社株式の保有比率に大きな変動があった場合、あるいは株式会社デジタルガレージの事業戦略が変更された場合等には、当社株式の流動性及び株価形成、並びに当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

第13期連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は1,160,907千円となり、前連結会計年度末に比べ345,839千円増加いたしました。

流動資産は1,036,102千円となり、前連結会計年度末に比べ339,940千円増加いたしました。この主な内訳は、現金及び預金が175,694千円、受取手形及び売掛金が64,982千円及び電子記録債権が59,426千円増加したことによるものであります。

固定資産は124,805千円となり、前連結会計年度末に比べ5,899千円増加いたしました。この主な内訳は、有形固定資産が2,360千円、投資その他の資産が2,133千円、無形固定資産が1,405千円増加したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は482,283千円となり、前連結会計年度末に比べ180,723千円増加いたしました。

この主な内訳は、未払金が67,435千円、未払法人税等が40,462千円、買掛金が26,780千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は678,623千円となり、前連結会計年度末に比べ165,115千円増加いたしました。これは親会社株主に帰属する当期純利益165,115千円を計上したことにより利益剰余金が増加したことによるものであります。

第14期第3四半期連結累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は1,395,758千円（前連結会計年度末比234,850千円の増加）となりました。これは主に現金及び預金184,828千円の増加によるものであります。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債は489,666千円（前連結会計年度末比7,382千円の増加）となりました。これは主に未払法人税等20,231千円の増加によるものであります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産は906,091千円（前連結会計年度末比227,467千円の増加）となりました。これは親会社株主に帰属する四半期純利益の計上による利益剰余金227,467千円の増加によるものであります。

経営成績の状況

第13期連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米中間における外交及び政策変化をはじめ、地政学リスクへの警戒感など、外的環境の不透明さから先行きが懸念されております。しかしながら国内においては企業の設備投資は堅調に推移し、雇用環境も改善も見られ、緩やかな拡大を続けております。

当社グループを取り巻くインターネット業界において、株式会社電通による「2017年 日本の広告費」によれば、引き続きインターネット広告市場は年平均10%以上の成長率が予想されており（注1）、またスマートフォンやタブレットの普及により、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用も、株式会社ICT総研による日本国内におけるSNSの利用動向に関する調査結果によれば、年々増加の傾向にあり2019年末には7,732万人へ拡大すると予想されております（注2）。

このような環境の中、当社グループでは各SNSプラットフォームにおけるインフルエンサーを自社の独自会員とするサービスを展開し、企業のプロモーション活動を支援してまいりました。また、新規事業である企業の保有するSNSアカウントの運用代行を本格的に展開し、人気インフルエンサーが商品を紹介するメディア「to buy」の運営を開始するなど、企業がSNSを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援して参りました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は2,446,947千円（前年同期比31.1%増）となり、営業利益は233,706千円（前年同期比65.0%増）、経常利益は234,953千円（前年同期比58.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は165,115千円（前年同期比99.8%増）となりました。

当連結会計年度における主な勘定科目等の状況は次のとおりです。

なお、当社グループはソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

出所（注1）株式会社電通「2017年 日本の広告費」

（注2）株式会社ICT総研「2017年度 SNS利用動向に関する調査」

（売上高）

当連結会計年度の売上高は2,446,947千円（前年同期比31.1%増）となりました。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度の売上原価は1,140,117千円（前年同期比22.1%増）となりました。これは主に売上の増加に伴う仕入原価の増加によるものであります。この結果、売上総利益は1,306,830千円（前年同期比40.2%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,073,124千円（前年同期比35.7%増）となりました。これは主に従業員の増加に伴う人件費の増加及び採用活動の推進に伴う採用費の増加等によるものであります。その結果、営業利益は233,706千円（前年同期比65.0%増）となりました。

（営業外損益、経常利益）

当連結会計年度の営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外損益純額は、1,247千円（前年同期比79.9%減）の利益となりました。その結果、経常利益は234,953千円（前年同期比58.9%増）となりました。

（特別損益、法人税、住民税及び事業税、親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度の特別利益から特別損失を差し引いた特別損益純額は、事業譲渡益の計上により2,800千円（前年同期は10,458千円の損失）の利益となりました。

法人税等合計としては、72,637千円（前年同期比32.8%増）を計上しております。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は165,115千円（前年同期比99.8%増）となりました。

第14期第3四半期連結累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、新興国経済の先行きや米中間における外交及び政策変化をはじめ、地政学リスクへの警戒感など、外的環境の不確実性があつたものの、企業収益の回復や雇用環境の改善などを背景とし緩やかな拡大を続けております。

2018年のインターネット広告市場は、前年比16.5%増の1兆7,589億円（出典：株式会社電通「2018年 日本の広告費」）と引き続き10%を超える成長率を維持しております。また、2018年のインフルエンサーマーケティング市場は、前年比25.1%増の219億円となり、2023年には500億円を突破し、2028年には933億円（出典：株式会社デジタルインファクト「インフルエンサーマーケティング市場規模2017年-2028年」）と2018年対比4.2倍程度に市場拡大することが予測されています。

このような環境の中、当社グループでは「NINARY」「Ripre」「ポチカム」「to buy」といったInstagramを始めとした各SNSプラットフォームにおけるインフルエンサーを企業マーケティングへ活用する「インフルエンサーサービス」、企業の保有するSNSアカウントの企画・コンサルティングを含めた運用代行を行う「SNSアカウント運用」、「インターネット広告代理販売」及びInstagramに特化した戦略子会社「株式会社glamfirst」の4つのサービスを展開しており、企業がSNSプラットフォームを通して消費者へ行うマーケティング活動を総合的に支援して参りました。

「インフルエンサーサービス」について、引き続きInstagramに対する需要の取り込みにより売上高は931,114千円になりました。「SNSアカウント運用」について、取引社数の増加と取引単価の上昇により売上高は219,461千円になりました。「インターネット広告代理販売」について、広告主の予算がインフルエンサーマーケティングへとシフトしたことから売上高は685,754千円になりました。「株式会社glamfirst」について、大手広告主からの予算拡大が続き売上高は357,624千円になりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は2,193,954千円となり、営業利益は354,266千円、経常利益は352,452千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は227,467千円となりました。

（売上高）

当第3四半期連結累計期間の売上高は2,193,954千円となりました。

（売上原価、売上総利益）

当第3四半期連結累計期間の売上原価は、売上の増加に伴う仕入原価の増加により897,728千円となりました。この結果売上総利益は1,296,225千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、従業員の増加に伴う人件費の増加及び採用活動の推進に伴う採用費の増加により941,959千円となりました。その結果、営業利益は354,266千円となりました。

（営業外損益、経常利益）

当第3四半期連結累計期間の営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外損益純額は、1,813千円の損失となりました。これは主に株式公開費用を計上したことによるものであります。その結果、経常利益は352,452千円となりました。

（特別利益、法人税、住民税及び事業税、親会社株主に帰属する四半期純利益）

当第3四半期連結累計期間の特別利益は、債務免除益の計上により5,155千円の利益となりました。

法人税等合計としては、130,140千円を計上しております。その結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は227,467千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

第13期連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、有形固定資産の取得による支出等の要因により一部相殺されたものの、税金等調整前当期純利益が237,753千円（前年同期比73.1%増）と増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ175,694千円増加し、524,626千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、197,048千円（前年同期比124.3%増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益237,753千円の計上、未払金の増加額67,435千円等があった一方で、売上債権の増加額124,409千円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は、21,354千円（前年同期比57.0%減）となりました。これは主に、新規社内サーバ機器購入等による、有形固定資産の取得による支出8,632千円、新規社内システムの構築による、無形固定資産の取得による支出7,498千円、敷金及び保証金の差入による支出5,223千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b．受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c．販売実績

当社グループの事業セグメントは、ソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、第13期連結会計年度及び第14期第3四半期連結累計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第13期連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		第14期第3四半期 連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
インフルエンサーサービス	997,375	125.6	931,114
SNSアカウント運用	103,275	2,216.2	219,461
インターネット広告代理販売	1,010,811	105.2	685,754
株式会社glamfirst	335,485	313.9	357,624
合計	2,446,947	131.1	2,193,954

- (注) 1．インフルエンサーサービスとは、ソーシャルメディアマーケティング事業を構成する主要サービスである(1) NINARY、(2) Ripre、(3) ポチカム、(4) to buyを総称した名称です。
2．SNSアカウント運用は、2017年8月からサービスを開始しております。
3．各サービスと株式会社glamfirst間の内部売上高は、調整後の金額を記載しております。
4．最近2連結会計年度及び第14期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第12期 連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)		第13期 連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		第14期第3四半期 連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社サイバー・ コミュニケーションズ	308,754	16.5	238,397	9.7	198,160	9.0
資生堂ジャパン 株式会社	77,819	4.2	268,266	11.0	173,248	7.8

- 5．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りに関して、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(1) 経営成績

経営状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上目標とする客観的な指標」をご参照ください。当社グループでは売上高及び営業利益率を重視しております。引き続きこれらの指標について増加するよう取り組んでまいります。

(3) 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。また、経営者の問題認識、今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、更なる成長を図る為に、成長フェーズにあった組織体制の確立と優秀な人材の確保が必要であり、今後も積極的な採用活動を継続して実施する方針です。当社グループの資金需要の一定割合は、人材及び事務所の拡充であり、必要な資金は自己資金及び新株発行による調達資金により充足することとしております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第13期連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当社グループが営んでいるソーシャルメディアマーケティング事業は、技術進歩が非常に早く、市場拡大する中でサービスの多様化が求められるため、学术界と連携し、SNSにおける投稿内容の向上と最適化を研究目的として、機械学習、深層学習等を用いたSNSの投稿内容の解析、投稿における各種レコメンデーションロジック等の研究に取り組んでおります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は25,252千円となっております。

第14期第3 四半期連結累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

機械学習、深層学習等を用いたSNSの投稿内容の解析、投稿における各種レコメンデーションロジック等の研究に継続して取り組んでおります。また、SNSユーザーの情報を基に、エンゲージメントの予測・効果の向上を目的とした研究やSNS上のコンテンツデータを利用し、ブランド毎の類似度を機械学習させることにより、商品等に対して影響力の強いユーザーの発見を行うという研究に取り組んでおります。

当第3 四半期連結累計期間における研究開発費の総額は22,944千円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第13期連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は26,802千円であります。その主なものは、新規社内システムの構築18,169千円、新規社内サーバ機器購入7,191千円であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社グループはソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであり、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第14期第3四半期連結累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

当第3四半期連結累計期間において実施した当社グループの設備投資の総額は15,616千円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社グループはソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであり、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2018年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社、分室 (東京都渋谷区)	本社機能	39,463	12,963	14,141	66,568	80

(注) 1. 当社には休止中の設備はありません。

2. 金額には消費税等を含めておりません。

3. 本社、分室の建物は賃借物件であり、年間賃借料は60,081千円であります。

4. セグメント情報について、当社はソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2019年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手時期	完了予定 時期	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社 (本社)	東京都 渋谷区	本社増床（敷金、建物 附属設備）	152,049	-	増資資金	2020年1月	2020年9月 (注) 3	(注) 4
		基幹システム	121,950	-	自己資金 及び 増資資金	2020年1月	2021年9月	(注) 4

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループの事業セグメントは、ソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3. 2021年9月期・2022年9月期に関しては地代家賃・共益費のみの予定となっており、建物附属設備への投資は2020年9月に完了予定となります。

4. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

(注) 2019年2月14日開催の臨時株主総会決議により、2019年2月23日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は11,760,000株増加し、12,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,051,500	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	3,051,500	-	-

(注) 1. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は2,990,470株増加し、3,051,500株となっております。

2. 2019年2月14日開催の臨時株主総会決議により、2019年2月23日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 第1回新株予約権（2014年3月3日臨時株主総会決議）

決議年月日	2014年3月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 41（注）5 .
新株予約権の数（個）	10,810（注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 10,810 [540,500]（注）1 . 4 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000 [200]（注）2 . 4 .
新株予約権の行使期間	自 2016年3月4日 至 2024年3月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 [200] 資本組入額 5,000 [100]（注）4 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

最近事業年度の末日（2018年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は50株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4 . 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5 . 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社使用人10名となっております。

b. 第2回新株予約権（2016年9月23日臨時株主総会決議）

決議年月日	2016年9月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 50（注）5 .
新株予約権の数（個）	1,210（注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,210 [49,500]（注）1 . 4 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	15,000 [300]（注）2 . 4 .
新株予約権の行使期間	自 2018年9月30日 至 2026年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 15,000 [300] 資本組入額 7,500 [150]（注）4 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

最近事業年度の末日（2018年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1 . 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は50株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 . 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

- 4 . 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 5 . 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人25名となっております。

c. 第3回新株予約権（2018年5月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	2018年5月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1
新株予約権の数（個）	950（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 950 [47,500]（注）1. 5.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	41,000 [820]（注）2. 5.
新株予約権の行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年5月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 41,000 [820] 資本組入額 20,500 [410]（注）5.
新株予約権の行使の条件	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4.

最近事業年度の末日（2018年9月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は50株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

4. 組織再編に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権で行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

- (1)当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が、当会社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位を失った場合には、再編対象会社は当該取締役、監査役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

新株予約権の行使条件

募集新株予約権の行使期間に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年3月1日 (注)1	59,400	60,000	-	15,000	-	15,000
2014年3月1日 (注)2	1,030	61,030	5,150	20,150	5,150	20,150
2019年2月23日 (注)3	2,990,470	3,051,500	-	20,150	-	20,150

- (注) 1. 株式分割(1:100)によるものであります。
2. 有償第三者割当 発行価額10,000円 資本組入額5,000円
割当先 当社役員1名、当社従業員1名
3. 株式分割(1:50)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2019年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	5	-	-	3	8	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	19,500	-	-	11,015	30,515	-
所有株式数の割 合(%)	-	-	-	63.90	-	-	36.10	100.00	-

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,051,500	30,515	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	3,051,500	-	-
総株主の議決権	-	30,515	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

利益配分につきましては、当社は成長拡大の過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、内部留保の充実を図る方針であります。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については、未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための資金として、有効に活用していくことを方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であり、また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性7名 女性2名（役員のうち女性の比率22%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	高村 彰典	1974年4月5日生	1997年4月 興和株式会社入社 1999年1月 株式会社サイバーエージェント入社 2005年8月 同社広告事業本部担当執行役員就任 2005年12月 同社取締役就任 2006年4月 当社取締役就任 2010年10月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注)3	1,011,500
常務取締役	-	近田 哲昌	1977年10月18日生	2000年4月 株式会社三井住友銀行入行 2004年3月 株式会社サイバーエージェント入社 2011年3月 当社取締役就任 2016年1月 当社常務取締役就任（現任）	(注)3	50,000
取締役	-	和田 瑞樹	1979年7月28日生	2003年4月 株式会社三井住友銀行入行 2005年11月 株式会社サイバーエージェント入社 2010年4月 当社監査役就任 2010年10月 当社取締役就任（現任）	(注)3	40,000
取締役	-	松本 浩介	1967年6月2日生	1987年1月 株式会社リョーマ入社 1994年1月 ファミリービズ株式会社取締役就任 1998年6月 時刻表情サービス株式会社取締役就任 1999年6月 同社代表取締役就任 2004年7月 株式会社ザッパラス取締役就任 2011年6月 株式会社enish取締役就任 2016年3月 KLab株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年3月 ビクスタ株式会社社外取締役就任 2016年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年6月 当社取締役就任（現任） 2018年6月 株式会社キッズライン社外取締役就任（現任） 2019年3月 ビクスタ株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)3	-
取締役	-	蓮見 麻衣子	1974年9月9日生	1997年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2005年8月 フィデリティ投信株式会社入社 2009年7月 有限会社エバーリッチアセットマネジメント入社（現任） 2018年6月 当社取締役就任（現任）	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	踊 契三	1970年5月10日生	2000年4月 株式会社フェイス入社 2005年6月 同社取締役就任 2006年4月 ギガネットワークス株式会 社(現 株式会社フェイス・ ワンダワークス)代表取締役 社長就任 2010年8月 株式会社デジタルガレージ 顧問就任 2010年8月 株式会社DGモバイル代表取 締役社長就任 2010年9月 株式会社デジタルガレージ 取締役就任 2012年4月 ベリトランス株式会社取締 役就任(現任) 2012年4月 ナビプラス株式会社取締役 就任 2012年9月 株式会社デジタルガレージ 取締役 ペイメント・セグメ ント(現 フィナンシャルテ クノロジー・セグメント)管 掌就任 2012年9月 econtext Asia Limited Director 就任(現任) 2013年10月 株式会社イーコンテクト 代表取締役社長就任(現 任) 2015年9月 株式会社DGインキュー ション取締役就任 2015年10月 株式会社アイリッジ取締役 就任(現任) 2016年7月 株式会社DG Daiwa Ventures 代表取締役就任 2016年8月 株式会社DK Media代表取締 役社長就任(現任) 2016年9月 株式会社DG Technologies取 締役就任(現任) 2016年9月 株式会社デジタルガレージ 取締役 兼 上席執行役員 SEVP フィナンシャルテク ノロジー・セグメント管掌就 任 2017年6月 株式会社DK Gate代表取締役 社長就任(現任) 2018年6月 株式会社DGマーケティング デザイン取締役就任 2018年10月 株式会社デジタルガレージ 取締役 兼 上席執行役員 SEVP フィナンシャルテク ノロジー・セグメント管掌 兼 マーケティングテクノ ロジー・セグメント管掌(現 任) 2019年1月 TDペイメント株式会社取締 役就任(現任) 2019年2月 当社取締役就任(現任) 2019年6月 株式会社DG Daiwa Ventures 取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	-	磯村 奈穂 (戸籍名: 田嶋 奈穂)	1986年1月8日生	2008年12月 あずさ監査法人(現 有限 責任あずさ監査法人)入所 2017年12月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	都 賢治	1959年11月14日生	1983年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1989年3月 都会計事務所（現税理士法人アルタス）設立 所長就任（現任） 1990年8月 株式会社アルタス設立 代表取締役就任（現任） 2003年9月 株式会社マクロミル社外監査役就任 2006年12月 株式会社アイスタイル社外監査役就任（現任） 2011年3月 トレンダーズ株式会社社外監査役就任（現任） 2011年7月 株式会社チームスピリット社外取締役就任（現任） 2013年6月 株式会社グロービス監査役就任（現任） 2015年11月 株式会社グライダーアソシエイツ社外監査役就任 2018年6月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	-
監査役	-	吉羽 真一郎	1973年11月4日生	2000年 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2009年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー 2009年4月 青山学院大学法科大学院客員教授 2011年10月 株式会社enish監査役就任（現任） 2015年1月 潮見坂総合法律事務所パートナー（現任） 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2017年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年6月 当社監査役就任（現任） 2018年7月 株式会社キッズライン社外監査役就任（現任） 2019年4月 株式会社ハマイ社外監査役就任（現任） 2019年6月 フリュー株式会社社外監査役就任（現任）	(注) 4	-
計						1,101,500

- (注) 1. 取締役松本浩介、蓮見麻衣子及び踊契三は、社外取締役であります。
2. 監査役磯村奈穂、都賢治及び吉羽真一郎は、社外監査役であります。
3. 2019年2月14日開催の臨時株主総会終結の時から、2020年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2019年2月14日開催の臨時株主総会終結の時から、2022年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
営業本部担当執行役員	三木 佑太
システム開発本部担当執行役員	金森 紘
事業開発本部担当執行役員	辻 孝明
子会社（株式会社glamfirst）代表取締役	宮本 悠加（戸籍名：東田 悠加）

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「コミュニケーションを価値に変え、世の中を変える。」というビジョンに基づき、当社が継続的に成長していくためには、各ステークホルダーから継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

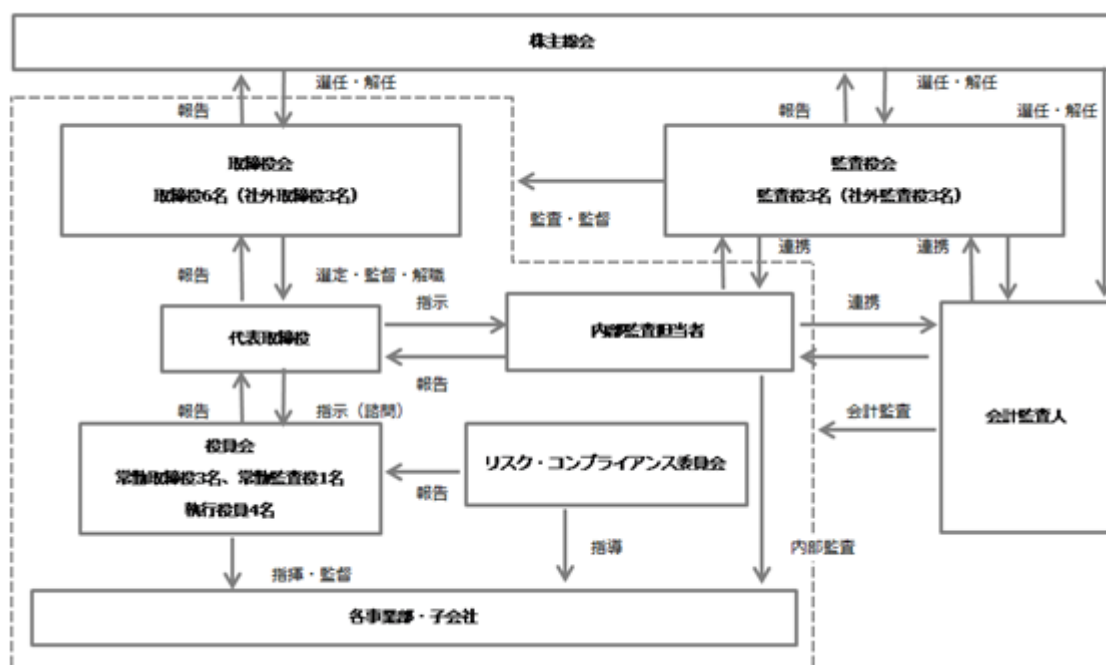
また、内部統制管理を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と、市場の変化、経営環境の変化に対応できるような組織体制の継続的な強化・改善に努めております。

企業統治の体制の概要及びその理由

コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点で会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしています。従って、社会環境・法的環境の変化に伴い適宜見直すこととしています。

当社は、会社法に定める機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や業務執行に関する重要事項を決定し、監査役会が中立的な立場から取締役会の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性の観点から妥当であるとの判断により、監査役会設置会社を採用しております。また、機動的な経営のため、常勤取締役、常勤監査役及び執行役員にて構成された役員会を設置し、取締役会で定められた事項を除く重要な業務の執行を決定しております。

当社の機関及び内部統制の概要



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）により構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。また、取締役の職務執行の適正性を監査するため、監査役3名につきましても出席しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名により構成されており、3名全員が社外監査役であります。原則、毎月1回の監査役会を開催し、監査内容の共有を図っております。

各監査役は、監査役会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会と役員会への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部監査担当者の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

c．役員会

当社の役員会は、常勤取締役3名、執行役員4名、常勤監査役1名により構成されており、経営に関する重要事項の討議の他、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策の検討の場として、毎週1回開催されております。

d．内部監査担当者

当社は、現在の組織規模に鑑み独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の指名した内部監査担当者2名により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認のため、フォローアップ監査を行っております。

なお、自己監査を回避するために、社長室に属する1名が社長室以外の全部門の監査を担当し、経営本部に属する1名が社長室の監査を担当することで、監査の独立性を確保しております。

e．リスク・コンプライアンス委員会

当社は、当社の経営に悪影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減、回避等の危機管理体制を構築するとともに、コンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、常勤取締役3名、常勤監査役1名、及び必要に応じて指名された従業員により構成されており、四半期に1回開催されております。

内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ・コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ・法令違反行為等に関する内部通報制度を運用し、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- ・内部監査担当者及び監査役は、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合しているか、会社の業務の適正が確保されているか監査する。
- ・反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密情報取扱規程、文書取扱規程等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンスの状況に関して継続的なモニタリングを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
- ・危機発生時には、リスク管理規程に従い、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ・取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回開催する。また、取締役会の他、会社の機動的な経営のため、役員会を毎週1回開催し、取締役会で定められた事項を除く重要な事項について、効果的な経営執行を行う。

e．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
- ・当社は、当社グループの管理に関する関係会社管理規程に従い、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行する。また、当該使用人の人事異動、評価等の人事処遇に関する事項については、事前に監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役及び上司その他の者からの独立性を確保する。

- g．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか役員会及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
 - ・監査役は、必要があると認めるときは、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。
- h．監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇・懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。
- i．監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- j．その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、リスクに対する基本的な方針や管理方法を明確にすることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、法令違反や不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることで、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査担当者は、内部監査を実施する過程で検出された事項について、必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役と協同して監査を実施する等の対応をしております。内部監査の結果については、常勤監査役から監査役会に報告される他、内部監査担当者が四半期に1度、監査役会へ出席し意見交換を行っております。

また、内部監査担当者及び監査役は、会計監査人と四半期に1度、三者間ミーティングの場を設けて意見交換を行い、内部監査結果及び監査役監査結果の報告を行い、会計監査人に対して会計監査の過程で検出された事項について報告を求め、対処するなど、監査の実効性確保に努めております。

さらに、内部監査や監査役監査及び内部統制に関する状況については、定期的に監査役から社外取締役へ共有を行い、社外取締役による取締役会での牽制体制が有効となるよう努めております。

社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を3名、社外監査役を3名選任しており、社外監査役は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。当社の社外取締役及び社外監査役はそれぞれが専門的な知識を有しており、専門的な観点及び第三者としての観点から客観的・中立的に経営全般を監査・監督し、当社経営陣への監督機能・牽制機能として重要な役割を果たしております。

社外取締役の松本浩介は、会社の経営に関する豊富な知識と当社事業分野への知見を有しております。なお、KLab株式会社の社外取締役（監査等委員）、ピクスタ株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社スタジオアタオの社外取締役（監査等委員）ですが、これらと当社との間に営業取引はありません。また当社と社外取締役松本浩介の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役蓮見麻衣子は、スタンフォード大学経営大学院においてMBAを取得しており、会社の経営に関する豊富な知識とファンドマネージャーとしての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識を有しております。当社と社外取締役蓮見麻衣子の間で、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の踊契三は、会社の経営に関する豊富な知識と当社事業分野への知見を有しております。なお、ペリトランス株式会社の取締役、econtext Asia LimitedのDirector、株式会社イーコンテクストの代表取締役社長、株式会社アイリッジの取締役、株式会社DG Daiwa Venturesの取締役、株式会社DK Mediaの代表取締役社長、株式会社DG Technologiesの取締役、株式会社DK Gateの代表取締役社長、TDペイメント株式会社の取締役及び株式会社

デジタルガレージの取締役であり、株式会社デジタルガレージは、当社のその他の関係会社に該当し、当社との間で営業取引を行っております。その他には当社と社外取締役舘契三の間で、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の磯村奈穂（戸籍名：田嶋奈穂）は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しております。当社と社外監査役磯村奈穂の間で、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役都賢治は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社と社外監査役都賢治の間で、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役吉羽真一郎は、弁護士の資格を有しており、企業法務やコンプライアンスに精通していることから法律的側面からの意見具申等を行っております。当社と社外監査役吉羽真一郎の間で、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、豊富な知識や経験に基づく客観的な視点を有する者であること等を重視し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役の選任に努めております。

役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	54,100	54,100	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	1,200	1,200	-	-	-	2
社外監査役	5,800	5,800	-	-	-	3

b. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で定められた報酬限度額内において、取締役会又は監査役会に一任し、決定しております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、勢志元氏、滝野恭司氏、中山太一氏の3名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士3名、その他8名であります。なお、継続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、役員との間で責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を定めており、当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、累積投票制度は採用しておりません。

中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行う事ができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

株式の保有状況

(ア) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

(イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度（2017年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2018年9月30日）

該当事項はありません。

(ウ) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	6,000	-	11,500	500
連結子会社	-	-	-	-
計	6,000	-	11,500	500

【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

当社の監査公認会計士等に対する報酬のうち、非監査業務の内容は、会計事項及び情報開示に関する助言・指導等です。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会社の規模、業務内容、監査日数等を考慮して決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2016年10月1日から2017年9月30日まで）及び当連結会計年度（2017年10月1日から2018年9月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2016年10月1日から2017年9月30日まで）及び当事業年度（2017年10月1日から2018年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年10月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応する事ができる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	348,932	524,626
受取手形及び売掛金	318,585	383,568
電子記録債権	3,449	62,875
貯蔵品	2,332	907
繰延税金資産	6,178	21,328
その他	16,684	42,795
流動資産合計	696,162	1,036,102
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	54,284	54,598
減価償却累計額	10,895	15,135
建物附属設備（純額）	43,389	39,463
工具、器具及び備品	9,195	17,513
減価償却累計額	2,518	4,550
工具、器具及び備品（純額）	6,676	12,963
有形固定資産合計	50,066	52,426
無形固定資産		
ソフトウェア	2,064	14,141
その他	10,671	-
無形固定資産合計	12,736	14,141
投資その他の資産		
繰延税金資産	6,917	5,079
破産更生債権等	525	-
敷金及び保証金	49,185	53,157
貸倒引当金	525	-
投資その他の資産合計	56,103	58,236
固定資産合計	118,906	124,805
資産合計	815,068	1,160,907

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	142,039	168,819
未払金	50,081	117,516
未払法人税等	20,682	61,145
その他	88,757	134,802
流動負債合計	301,560	482,283
負債合計	301,560	482,283
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,150	20,150
資本剰余金	20,150	20,150
利益剰余金	473,207	638,323
株主資本合計	513,507	678,623
純資産合計	513,507	678,623
負債純資産合計	815,068	1,160,907

【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

当第3四半期連結会計期間
（2019年6月30日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	709,454
受取手形及び売掛金	477,235
電子記録債権	29,658
貯蔵品	1,292
その他	32,082
流動資産合計	1,249,724
固定資産	
有形固定資産	54,564
無形固定資産	15,802
投資その他の資産	75,667
固定資産合計	146,033
資産合計	1,395,758
負債の部	
流動負債	
買掛金	152,109
未払金	109,528
未払法人税等	81,376
その他	146,652
流動負債合計	489,666
負債合計	489,666
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,150
資本剰余金	20,150
利益剰余金	865,791
株主資本合計	906,091
純資産合計	906,091
負債純資産合計	1,395,758

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
売上高	1,865,885	2,446,947
売上原価	933,696	1,140,117
売上総利益	932,189	1,306,830
販売費及び一般管理費	1, 2 790,572	1, 2 1,073,124
営業利益	141,617	233,706
営業外収益		
受取補償金	6,793	1,206
その他	1,926	40
営業外収益合計	8,720	1,247
営業外費用		
支払手数料	2,500	-
その他	4	0
営業外費用合計	2,504	0
経常利益	147,832	234,953
特別利益		
事業譲渡益	-	2,800
特別利益合計	-	2,800
特別損失		
減損損失	3 10,458	-
特別損失合計	10,458	-
税金等調整前当期純利益	137,373	237,753
法人税、住民税及び事業税	44,708	85,950
法人税等調整額	10,005	13,312
法人税等合計	54,713	72,637
当期純利益	82,660	165,115
親会社株主に帰属する当期純利益	82,660	165,115

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
当期純利益	82,660	165,115
包括利益	82,660	165,115
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	82,660	165,115

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
売上高	2,193,954
売上原価	897,728
売上総利益	1,296,225
販売費及び一般管理費	941,959
営業利益	354,266
営業外収益	
その他	190
営業外収益合計	190
営業外費用	
株式公開費用	2,000
その他	4
営業外費用合計	2,004
経常利益	352,452
特別利益	
債務免除益	5,155
特別利益合計	5,155
税金等調整前四半期純利益	357,607
法人税、住民税及び事業税	124,655
法人税等調整額	5,484
法人税等合計	130,140
四半期純利益	227,467
親会社株主に帰属する四半期純利益	227,467

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

		当第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益		227,467
四半期包括利益		227,467
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益		227,467

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	20,150	20,150	390,547	430,847	430,847
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			82,660	82,660	82,660
当期変動額合計	-	-	82,660	82,660	82,660
当期末残高	20,150	20,150	473,207	513,507	513,507

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	20,150	20,150	473,207	513,507	513,507
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			165,115	165,115	165,115
当期変動額合計	-	-	165,115	165,115	165,115
当期末残高	20,150	20,150	638,323	678,623	678,623

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	137,373	237,753
減価償却費	9,294	12,365
減損損失	10,458	-
事業譲渡損益（は益）	-	2,800
売上債権の増減額（は増加）	21,298	124,409
たな卸資産の増減額（は増加）	1,008	1,424
仕入債務の増減額（は減少）	3,028	26,780
未払金の増減額（は減少）	14,123	67,435
未払費用の増減額（は減少）	13,099	4,174
前受金の増減額（は減少）	29,035	45,576
その他	45,725	25,765
小計	147,458	242,535
法人税等の支払額	59,612	45,487
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,845	197,048
投資活動によるキャッシュ・フロー		
事業譲渡による収入	2,800	-
有形固定資産の取得による支出	19,588	8,632
無形固定資産の取得による支出	13,771	7,498
敷金及び保証金の差入による支出	19,064	5,223
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,624	21,354
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	38,221	175,694
現金及び現金同等物の期首残高	310,711	348,932
現金及び現金同等物の期末残高	348,932	524,626

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の名称

株式会社glamfirst

株式会社ドゥーガ

当連結会計年度において、株式会社glamfirst及び株式会社ドゥーガは新規設立により、連結子会社に含めております。

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜処理によっております。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の名称

株式会社glamfirst

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ドゥーガは清算したため、連結の範囲から除いております。

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜処理によっております。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 税効果会計に係る会計基準の適用指針等

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日改正 企業会計基準委員会）

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日最終改正 企業会計基準委員会）

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、発生しない見込みであります。

2. 収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額は、評価中であります。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
減価償却費	6,226千円	6,520千円
給料及び手当	315,312	401,554
貸倒引当金繰入額	155	-

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
研究開発費	- 千円	25,252千円

3 減損損失

前連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社(東京都渋谷区)	事業用資産	ソフトウェア

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分及び投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、資産又は資産グループが当初予定していた収益を見込めなくなったため、回収可能性を考慮した上で、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(10,458千円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値によって測定し、使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	61,030	-	-	61,030
合計	61,030	-	-	61,030

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	61,030	-	-	61,030
合計	61,030	-	-	61,030

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）	当連結会計年度 （自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）
現金及び預金勘定	348,932千円	524,626千円
現金及び現金同等物	348,932	524,626

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。これらは支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の取引先審査・与信管理ガイドラインに準じて、同様の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	348,932	348,932	-
(2) 受取手形及び売掛金	318,585	318,585	-
(3) 電子記録債権	3,449	3,449	-
資産計	670,966	670,966	-
(1) 買掛金	142,039	142,039	-
(2) 未払金	50,081	50,081	-
(3) 未払法人税等	20,682	20,682	-
負債計	212,802	212,802	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	348,932	-	-	-
受取手形及び売掛金	318,585	-	-	-
電子記録債権	3,449	-	-	-
合計	670,966	-	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。これらは支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先審査・与信管理ガイドラインに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の取引先審査・与信管理ガイドラインに準じて、同様の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	524,626	524,626	-
(2) 受取手形及び売掛金	383,568	383,568	-
(3) 電子記録債権	62,875	62,875	-
資産計	971,069	971,069	-
(1) 買掛金	168,819	168,819	-
(2) 未払金	117,516	117,516	-
(3) 未払法人税等	61,145	61,145	-
負債計	347,480	347,480	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	524,626	-	-	-
受取手形及び売掛金	383,568	-	-	-
電子記録債権	62,875	-	-	-
合計	971,069	-	-	-

4．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 41名	当社従業員 50名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 650,000株	普通株式 78,500株
付与日	2014年3月4日	2016年9月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2016年3月4日から2024年3月3日まで	2018年9月30日から2026年9月29日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2019年2月23日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2017年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	571,500	78,500
付与	-	-
失効	10,500	7,500
権利確定	-	-
未確定残	561,000	71,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

（注） 2019年2月23日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	200	300
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2019年2月23日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産法及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額

56,100千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 41名	当社従業員 50名	当社取締役 2名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 650,000株	普通株式 78,500株	普通株式 47,500株
付与日	2014年3月4日	2016年9月30日	2018年6月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。 なお、細則については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2016年3月4日から 2024年3月3日まで	2018年9月30日から 2026年9月29日まで	2020年6月1日から 2028年5月24日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2019年2月23日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2018年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 （株）			
前連結会計年度末	561,000	71,000	-
付与	-	-	47,500
失効	20,500	10,500	-
権利確定	-	-	-
未確定残	540,500	60,500	47,500
権利確定後 （株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

（注） 2019年2月23日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	200	300	820
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2019年2月23日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産法及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定していません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額

366,570千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前連結会計年度（2017年9月30日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2017年9月30日)
繰延税金資産（流動）	
未払事業税	1,367千円
一括償却資産	1,200
未確定債務	3,609
計	6,178
繰延税金資産（固定）	
一括償却資産	748
減価償却超過額	4,943
資産除去債務	1,225
計	6,917
繰延税金資産の純額	13,095

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2017年9月30日)
法定実効税率	34.81%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.75
住民税均等割	0.24
評価性引当額の増減額	0.63
その他	1.34
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.83

当連結会計年度（2018年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2018年9月30日)
繰延税金資産（流動）	
未払事業税	7,471千円
一括償却資産	2,581
未確定債務	11,274
その他	0
計	21,328
繰延税金資産（固定）	
一括償却資産	1,832
減価償却超過額	1,588
資産除去債務	1,658
計	5,079
繰延税金資産の純額	26,408

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2018年9月30日)
法定実効税率	34.81%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.06
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.50
住民税均等割	0.11
税額控除	7.15
その他	1.78
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.55

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

当社グループは、ソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当社グループは、ソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	308,754	ソーシャルメディアマーケティング事業

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
資生堂ジャパン株式会社	268,266	ソーシャルメディアマーケティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

当社グループは、ソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区	7,203,328	メディア事業 インターネット広告事業 ゲーム事業 投資育成事業	(被所有) 直接 63.9	役員の兼任 広告取引等	広告売上取引 (注2(2))	43,830	売掛金	5,864
							広告媒体の仕入取引 (注2(2))	31,982	買掛金	2,574
							経営指導料 (注2(1))	46,050	未払金	4,266

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社は株式会社サイバーエージェントより経営指導を受けており、経営指導料については、経営の管理・業務内容の妥当性を勘案し、協議のうえ契約により決定しております。
- (2) 当社と関連を有しない会社との取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	株式会社シーエー・モバイル（現株式会社CAM）	東京都渋谷区	1,891,000	スマートフォン向けアプリ事業	-	広告取引	広告売上取引 (注2)	27,592	売掛金	15,546
							広告媒体の仕入取引 (注2)	69,780	買掛金	6,243

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない会社との取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社サイバーエージェント（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区	7,203,328	メディア事業 インターネット広告事業 ゲーム事業 投資育成事業	(被所有) 直接 49.2	広告取引等	広告売上取引 (注2(2))	109,769	売掛金	24,594
									未収入金	1,681
							広告媒体の仕入取引 (注2(2))	147,025	買掛金	14,249
									前渡金	264
経営指導料 (注2(1))	28,050	-	-							

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 当社は株式会社サイバーエージェントより経営指導を受けており、経営指導料については、経営の管理・業務内容の妥当性を勘案し、協議のうえ契約により決定しております。株式会社サイバーエージェントは、当社普通株式の一部売却により、2018年4月26日付で当社は同社の連結子会社でなくなったため、経営指導料の取引は2018年4月末日にて終了しております。

(2) 当社と関連を有しない会社との取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要な事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

前連結会計年度（自 2016年10月 1 日 至 2017年 9月30日）

	当連結会計年度 (自 2016年10月 1 日 至 2017年 9月30日)
1 株当たり純資産額	168.28円
1 株当たり当期純利益金額	27.09円

- （注）1．潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
- 2．当社は、2019年 2 月 6 日開催の取締役会決議に基づき、2019年 2 月23日付で普通株式 1 株につき50株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 3．1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2016年10月 1 日 至 2017年 9月30日)
1 株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	82,660
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	82,660
普通株式の期中平均株式数(株)	3,051,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類(新株予約権 の数12,640個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、1 株式等 の状況、(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内 容」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
1株当たり純資産額	222.39円
1株当たり当期純利益金額	54.11円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議に基づき、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	165,115
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益金額(千円)	165,115
普通株式の期中平均株式数(株)	3,051,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権 の数12,970個)。 なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況、1 株式等 の状況、(2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内 容」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議に基づき、2019年2月23日付をもって株式分割を行っております。また、2019年2月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年2月23日付をもって定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1．株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2．株式分割の概要

(1) 分割方法

2019年2月22日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	61,030株
今回の分割により増加する株式数	2,990,470株
株式分割後の発行済株式総数	3,051,500株
株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2019年2月23日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

（追加情報）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)	
減価償却費	11,818千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

当社グループはソーシャルメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	74円54銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額（千円）	227,467
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額（千円）	227,467
普通株式の期中平均株式数（株）	3,051,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

（注）1．潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2．当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	325,125	402,194
受取手形	22,466	19,621
電子記録債権	3,449	62,875
売掛金	265,368	303,898
貯蔵品	2,332	907
前渡金	7,621	8,905
前払費用	8,661	16,489
繰延税金資産	6,057	17,147
その他	7,219	29,384
流動資産合計	648,303	861,423
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	54,284	54,598
減価償却累計額	10,895	15,135
建物附属設備（純額）	43,389	39,463
工具、器具及び備品	9,195	17,513
減価償却累計額	2,518	4,550
工具、器具及び備品（純額）	6,676	12,963
有形固定資産合計	50,066	52,426
無形固定資産		
ソフトウェア	2,064	14,141
その他	10,671	-
無形固定資産合計	12,736	14,141
投資その他の資産		
関係会社株式	20,000	10,000
繰延税金資産	6,917	5,035
破産更生債権等	525	-
敷金及び保証金	49,185	53,157
貸倒引当金	525	-
投資その他の資産合計	76,103	68,192
固定資産合計	138,906	134,760
資産合計	787,209	996,184

（単位：千円）

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	133,408	147,258
未払金	49,291	114,277
未払費用	34,432	38,258
未払法人税等	16,307	31,337
前受金	6,374	35,566
預り金	8,374	11,903
その他	34,505	19,962
流動負債合計	282,694	398,563
負債合計	282,694	398,563
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,150	20,150
資本剰余金		
資本準備金	20,150	20,150
資本剰余金合計	20,150	20,150
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	464,214	557,320
利益剰余金合計	464,214	557,320
株主資本合計	504,514	597,620
純資産合計	504,514	597,620
負債純資産合計	787,209	996,184

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
売上高	1,776,983	2,126,163
売上原価	913,503	1,039,380
売上総利益	863,479	1,086,782
販売費及び一般管理費	735,109	958,156
営業利益	128,370	128,626
営業外収益		
受取補償金	6,793	1,206
その他	1,926	39
営業外収益合計	8,719	1,246
営業外費用		
支払手数料	2,500	-
その他	4	-
営業外費用合計	2,504	-
経常利益	134,585	129,872
特別利益		
事業譲渡益	-	2,800
子会社清算益	-	3,432
特別利益合計	-	6,232
特別損失		
減損損失	10,458	-
特別損失合計	10,458	-
税引前当期純利益	124,126	136,105
法人税、住民税及び事業税	40,334	52,206
法人税等調整額	10,125	9,206
法人税等合計	50,459	42,999
当期純利益	73,667	93,105

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)		当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費		806,113	88.2	957,538	92.1
労務費		28,521	3.1	20,261	1.9
経費		78,868	8.6	61,580	5.9
当期売上原価		913,503	100.0	1,039,380	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
業務委託費(千円)	41,991	28,262
システム原価(千円)	28,971	24,114

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,150	20,150	20,150	390,547	390,547	430,847	430,847
当期変動額							
当期純利益				73,667	73,667	73,667	73,667
当期変動額合計	-	-	-	73,667	73,667	73,667	73,667
当期末残高	20,150	20,150	20,150	464,214	464,214	504,514	504,514

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,150	20,150	20,150	464,214	464,214	504,514	504,514
当期変動額							
当期純利益				93,105	93,105	93,105	93,105
当期変動額合計	-	-	-	93,105	93,105	93,105	93,105
当期末残高	20,150	20,150	20,150	557,320	557,320	597,620	597,620

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜処理によっております。

当事業年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜処理によっております。

（損益計算書関係）

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9.6%、当事業年度9.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度90.4%、当事業年度90.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
減価償却費	6,226千円	6,520千円
給料及び手当	301,146	371,998

（有価証券関係）

前事業年度（2017年9月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額 20,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（2018年9月30日）

子会社株式（貸借対照表計上額 10,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

（税効果会計関係）

前事業年度（2017年9月30日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2017年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,367千円
一括償却資産	1,949
減価償却超過額	4,943
未確定債務	3,489
資産除去債務	1,225
繰延税金資産合計	12,975
繰延税金資産の純額	12,975

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2017年9月30日)
法定実効税率	34.81%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.35
住民税均等割	0.16
評価性引当額の増減額	0.70
その他	0.97
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.65

当事業年度（2018年9月30日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,270千円
一括償却資産	4,326
減価償却超過額	1,588
未確定債務	10,338
資産除去債務	1,658
その他	0
繰延税金資産合計	22,182
繰延税金資産の純額	22,182

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2018年9月30日)
法定実効税率	34.81%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.66
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.88
住民税均等割	0.15
税額控除	9.12
その他	2.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.59

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	54,284	314	-	54,598	15,135	4,240	39,463
工具、器具及び備品	9,195	8,318	-	17,513	4,550	2,032	12,963
有形固定資産計	63,479	8,632	-	72,112	19,685	6,272	52,426
無形固定資産							
ソフトウェア	121,889	18,169	15,393	124,665	110,523	6,092	14,141
その他	10,671	8,951	19,623	-	-	-	-
無形固定資産計	132,560	27,121	35,017	124,665	110,523	6,092	14,141

(注) 1. 「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品・・・主に新規社内サーバ機器購入によるものであります。

ソフトウェア・・・主に新規社内システム構築によるものであります。

2. 「当期減少額」の主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア・・・Doctors Meの事業譲渡によるものであります。

その他・・・ソフトウェアへの振替によるものであります。

3. 当期末減価償却累計額又は償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	525	-	525	-	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.cyberbuzz.co.jp/ir/publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年 4月26日	株式会社サイバーエージェント代表取締役 藤田 晋	東京都渋谷区道玄坂1-12-1	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社)	ユナイテッド株式会社代表取締役会長 早川 与規	東京都渋谷区渋谷1-2-5	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5,000	205,000,000 (41,000) (注)4.	所有者の事情による
2018年 4月26日	株式会社サイバーエージェント代表取締役 藤田 晋	東京都渋谷区道玄坂1-12-1	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社)	株式会社DGインキュベーション代表取締役 林 郁	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	特別利害関係者等(大株主上位10名)	4,000	164,000,000 (41,000) (注)4.	取引関係等強化のため
2018年 12月27日	株式会社サイバーエージェント代表取締役 藤田 晋	東京都渋谷区道玄坂1-12-1	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社)	株式会社デジタルガレージ代表取締役 林 郁	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	特別利害関係者等(大株主上位10名)	11,400	621,300,000 (54,500) (注)4.	取引関係等強化のため
2018年 12月27日	株式会社DGインキュベーション代表取締役 林 郁	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社デジタルガレージ代表取締役 林 郁	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	特別利害関係者等(大株主上位10名)	4,000	218,000,000 (54,500) (注)4.	所有者の事情による
2018年 12月28日	株式会社サイバーエージェント代表取締役 藤田 晋	東京都渋谷区道玄坂1-12-1	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社)	株式会社マイナビ代表取締役社長 中川 信行	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	6,000	327,000,000 (54,500) (注)4.	所有者の事情による
2018年 12月28日	株式会社サイバーエージェント代表取締役 藤田 晋	東京都渋谷区道玄坂1-12-1	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社)	SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 川島 克哉	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	600	32,700,000 (54,500) (注)4.	所有者の事情による

(注)1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2016年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社

4．移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

5．2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2018年6月1日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 950株
発行価格	41,000円 (注)3.
資本組入額	20,500円
発行価額の総額	38,950,000円
資本組入額の総額	19,475,000円
発行方法	2018年5月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2.

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2018年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を参考に決定した価格であります。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	41,000円
行使請求期間	2020年6月1日から 2028年5月24日まで
行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

2018年5月31日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
松本 浩介	東京都目黒区	会社役員	400	16,400,000 (41,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
蓮見 麻衣子	東京都港区	会社役員	350	14,350,000 (41,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
磯村 奈穂 (戸籍名:田嶋 奈穂)	神奈川県横浜市港北区	会社役員	200	8,200,000 (41,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 2019年2月6日開催の取締役会決議により、2019年2月23日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「単価」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「単価」を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
高村 彰典（注）1.2.	東京都杉並区	1,354,000 (342,500)	36.70 (9.28)
株式会社デジタルガレージ （注）1.	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号	770,000	20.87
株式会社サイバーエージェント （注）1.	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	600,000	16.26
株式会社マイナビ （注）1.	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	300,000	8.13
ユナイテッド株式会社 （注）1.	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	250,000	6.78
近田 哲昌（注）1.3.	神奈川県川崎市宮前区	135,000 (85,000)	3.66 (2.30)
和田 瑞樹（注）1.3.	東京都品川区	105,000 (65,000)	2.85 (1.76)
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合（注）1.	東京都港区六本木一丁目6番1号	30,000	0.81
松本 浩介（注）3.	東京都目黒区	20,000 (20,000)	0.54 (0.54)
蓮見 麻衣子（注）3.	東京都港区	17,500 (17,500)	0.47 (0.47)
磯村 奈穂（戸籍名：田嶋 奈穂） （注）4.	神奈川県横浜市港北区	10,000 (10,000)	0.27 (0.27)
金森 紘（注）5.	東京都世田谷区	10,000 (10,000)	0.27 (0.27)
小河原 英貴（注）5.	東京都世田谷区	10,000 (10,000)	0.27 (0.27)
三木 佑太（注）5.	東京都目黒区	10,000 (10,000)	0.27 (0.27)
宮本 悠加（注）5.	東京都新宿区	10,000 (10,000)	0.27 (0.27)
辻 孝明（注）5.	東京都世田谷区	10,000 (10,000)	0.27 (0.27)
田中 茜（注）5.	東京都世田谷区	6,000 (6,000)	0.16 (0.16)
佐藤 亮平（注）5.	東京都世田谷区	6,000 (6,000)	0.16 (0.16)
岩片 一真（注）5.	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
栗山 真一（注）5.	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
田中 啓介（注）5.	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
平尾 美由紀（注）5.	東京都目黒区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
荘司 里樹（注）5.	宮城県宮崎市	2,500 (2,500)	0.07 (0.07)
平本 望美（注）5.	東京都品川区	2,500 (2,500)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
小原 由依夏（注）5 .	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
弓桁 亜希子（注）5 .	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
高橋 陸（注）5 .	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
佐々木 空（注）5 .	東京都渋谷区	1,500 (1,500)	0.04 (0.04)
齋藤 まりあ（注）5 .	埼玉県朝霞市	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
南谷 晴可（注）5 .	埼玉県さいたま市浦和区	500 (500)	0.01 (0.01)
海老原 優（注）5 .	東京都世田谷区	500 (500)	0.01 (0.01)
山下 幸貴（注）5 .	神奈川県横浜市中区	500 (500)	0.01 (0.01)
長谷 篤希（注）5 .	東京都渋谷区	500 (500)	0.01 (0.01)
石丸 聖子（注）5 .	東京都渋谷区	500 (500)	0.01 (0.01)
方城 友里恵（注）5 .	東京都世田谷区	500 (500)	0.01 (0.01)
照屋 秀敏（注）5 .	東京都世田谷区	500 (500)	0.01 (0.01)
石川 友章（注）5 .	東京都世田谷区	500 (500)	0.01 (0.01)
岡部 真央（注）5 .	東京都板橋区	500 (500)	0.01 (0.01)
杉山 宏祐（注）5 .	東京都目黒区	500 (500)	0.01 (0.01)
田邊 枝里香（注）5 .	東京都練馬区	500 (500)	0.01 (0.01)
計	-	3,689,000 (637,500)	100.00 (17.28)

- （注）1．特別利害関係者等（大株主上位10名）
2．特別利害関係者等（当社の代表取締役）
3．特別利害関係者等（当社の取締役）
4．特別利害関係者等（当社の監査役）
5．当社の従業員
6．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
7．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 太一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2017年10月1日から2018年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 太一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2017年10月1日から2018年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズの2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勢志 元
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀧野 恭司
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2016年10月1日から2017年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社の2017年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢志 元

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2016年10月1日から2017年9月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバー・バズの2017年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月9日

株式会社サイバー・バズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 太一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバー・バズの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年10月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サイバー・バズ及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。